

第三百三十一回国
参議院厚生委員会會議録第十一号

平成六年十二月八日(木曜日)
午後二時三十分開会

委員の異動

十二月八日

前島英三郎君
川橋 幸子君
西山登紀子君

補欠選任

松谷重一郎君
今井 澄君
林 紀子君

出席者は左のとおり。

委員長 種田 誠君
理事 清水嘉与子君
宮崎 秀樹君
菅野 壽君
横尾 和伸君

委員 石井 道子君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
大浜 方栄君
佐々木 満君
前島英三郎君
松谷重一郎君
今井 澄君
日下部橋代子君
竹村 泰子君
堀 利和君
勝木 健司君
萩野 浩基君
高桑 栄松君
林 紀子君
横尾 和伸君
勝木 健司君

國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
厚生大臣 井出 正一君

政府委員

内閣官房内閣外
政審議室長
官房外政審議室
長
外務省総合外交
協力部長
外務省アジア局
長
外務省北米局長
厚生政務次官
厚生大臣官房長
厚生省保健医療
局長
厚生省社会・援
護局長
常任委員会専門
員
外務大臣官房審
議官

谷野作太郎君
高野幸二郎君
杉内 直敏君
川島 裕君
時野谷 敦君
狩野 勝君
山口 剛彦君
谷 修一君
佐野 利昭君
水野 国利君
高野 紀元君

説明員

本日の会議に付した案件
○原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○原子爆弾被害者援護法案(横尾和伸君外一名発
議)
○高齢者福祉・医療の充実に関する請願(第二二
〇被爆者援護法の早期制定に関する請願(第六号
外三八件))

○社会福祉施設整備の国庫補助に関する請願(第
一二号)

○児童福祉法の一部改正に関する請願(第一八号
外九件)

○年金制度改善反対に関する請願(第二四号外一
件)

○年金制度の改善に関する請願(第三〇号外一件)

○国民健康保険制度の改革に関する請願(第三一
号外一四六件)

○原爆被害者援護法の制定に関する請願(第七〇
号外三五件)

○年金制度改善に関する請願(第八三三〇号)
○児童家庭対策長期プランの策定と保育制度の充
実に関する請願(第二二二二号)

○国民本位の公的年金制度改革に関する請願(第
一四九号外五四件)

○臓器移植法案の廃案に関する請願(第二三六号)
○保育制度の改善と充実に関する請願(第二五五
号外一件)

○男性介護人に関する請願(第二五八号外五件)
○重度心身障害者とその両親又はその介護者及び
寝たきり老人とその介護者が同居人可能な社
会福祉施設の実現化に関する請願(第二五九号
外六件)

○医療・年金・福祉の改善に関する請願(第三九
〇号外一件)

○国民健康保険組合育成強化等に関する請願(第
四〇一四号)

○カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ
サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に關
する請願(第四二二〇号外三三件)

○公的年金制度改善・拡充に関する請願(第四六
九号外一件)

○公的年金制度の抜本的改善に関する請願(第四
八〇号外二件)

○公的年金制度及び医療・福祉制度の改善に關す
る請願(第四八三三〇号)

○国民年金を始め公的年金制度の改善に関する請
願(第四八四四号)

○社会保険の拡充に関する請願(第四八五五号)

○年金制度の拡充に関する請願(第四八七五号)

○人口(こ)門・人口膀胱(ぼうこう)造設者に
係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願
(第五〇一七号外七件)

○年金制度の抜本的改善に関する請願(第五一四
号)

○臓器移植法案廃案に関する請願(第五三三〇号)
○医療保険による良い入れ歯の保障等に関する請
願(第七八五五号外一件)

○安心して暮らせる社会保障の充実に關する請願
(第八七七七号)

○寒冷地における重度障害者対策に関する請願
(第八九五五号外二〇件)

○身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
(第八九七五号外三三件)

○介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準
緩和に関する請願(第九〇三三三〇号外三三件)

○重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
(第九〇四四四四号外三三件)

○脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に關する請
願(第九〇五五五五号外三三件)

○脊(せき)髄損傷者の入院時における付添看護人
に關する請願(第九〇六六六六号外三三件)

○重度頭(けい)髄損傷者に対する人口呼吸器支給
に關する請願(第九〇七七七七号外三三件)

○医療制度の対策と改善に關する請願(第九〇八
八八八八号外三三件)

○在宅障害者の介助体制確立に關する請願(第九
〇九九九九号外三三件)

○重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年

金の増額に関する請願(第九一〇号外三件)

○無年金障害者の解消に関する請願(第九一一号外三件)

○乳幼児医療無料制度の確立に関する請願(第九二六号外一件)

○骨粗しょう症予防のための健診体制の充実に関する請願(第九二七号外一件)

○戦時災害援護法の制定に関する請願(第九六八号)

○国民医療の改善等に関する請願(第九七〇号)

○公衆衛生対策の強化に関する請願(第九七一号)

○慢性関節リウマチのプール療法に関する請願(第九八二号外二件)

○障害者の自立の促進と親・家族負担の軽減に関する請願(第一四九八号)

○保育制度の拡充に関する請願(第一五七四号外一五件)

○原爆被爆者援護法の制定に関する請願(第一七四四号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(福田誠君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、川橋幸子君及び西山登紀子君が委員を辞任され、その補欠として今井澄君及び林紀子君が選任されました。

○委員長(福田誠君) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案及び原子爆弾被爆者援護法案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○勝木健司君 総理、御苦労までございます。

それでは、時間も限られておりますから、この私どもの参議院におきましては、昭和四十九年の第七十二国会で原子爆弾被爆者援護法案を私どもと社会党さんと共同して提案、提出をいたしました、それ以来これまで十六回ほど提出をい

たしてまいったわけでありまして、平成元年の第十六国会、そして平成四年の第百二十三国会におきましては原子爆弾被爆者等援護法案が可決されるに至っておりますわけですが、参議院におきまして可決されたこの重みをどのように総理として受けとめておられるのか、まず伺いをいたしたいと思っております。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からお話がございますように、これまで社会党、公明党、民社党等々、野党の皆さんがそれぞれ協力し合い、御努力を合し合ひまして、参議院において被爆者援護法案が今お話がございましたように二回にわたって可決をされております。

これは、原子爆弾の惨禍を再び繰り返してはならないという強い決意を表明する、表示する、同時に、今なおその後遺症に苦しんでおられる被爆者の方々に対して万全の援護対策を講じようという趣旨のものでございまして、私はその可決されたことは大変重いものであるというふうに受けとめております。

○勝木健司君 そこで、政府提案の本案案におきましては、その前文に「原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた」云々ということと記されておるわけでありまして、この「国の責任」とは一体どういう意味なのかということとあります。この「国の責任」というのは国の戦争責任をも意味するものかどうかということをお尋ねしたいということとあります。

○国務大臣(村山富市君) 今回のこの法案におきまして「国の責任において」という表現を盛り込みましたのは、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割というものを明確にしたものでありまして、原爆放射能という他の戦争被害とは異なるその特殊の被害に着目をしたとして、被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずるといふ国の姿勢を新法全体を通じて基本原則として明らかにしたものでございまして、これはあくまで

もこの援護対策を講ずる主体が国の責任にあるんだということとを明記したものであるというふうにご理解を賜りたいと思っております。

○勝木健司君 それでは、これまでの原爆二法は果たして国の責任で行われておらなかったのかというふうな疑問も成り立つんじゃないかと思うわけでありまして、その辺についてはどうですか。

○国務大臣(村山富市君) 国の責任でももちろんやってきたわけでありまして、今申し上げましたように、これまでやってまいりました原爆二法をさらに補強強化して、しかも亡くなられた方々に対して弔慰金を出すとか、あるいはまた新しく慰霊等施設をつくるような事業を行うとか、そういうものも盛り込んで、そして総体的に国がきちっとこの事業主体としての責任を一層明確にするという補強強化したものであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○勝木健司君 現与党の一員であります総理の属しておられます社会党は、国の戦争責任を明確にするためにも国家補償による被爆者の救済の必要があるということと、国家補償の精神に基づく被爆者援護法制定を従来より私どもとともに主張してきたわけでありまして、旧連立与党におきましても、プロジェクトチームにおきまして十数回にわたる議論を重ねた結果、社会党を中心に検討を進めてきたわけでありまして、今回私どもが提案をいたしております被爆者援護法は、ここでの成果を踏まえたものであるわけでありまして、過去におきましても、先ほども言いましたように二度にわたる参議院においての可決、社会党と私どもで提案した国家補償をうたった被爆者援護法が可決されたという経緯などを見ますと、今回政府から提出されました被爆者援護法には、「国の責任において」ということは書いてありますけれども、国家補償というものが明記をされていなければおかしいんじゃないかというふうにも考えるわけでありまして、社会党委員長でもあります村山総理の社会党委員長としての御認識はどういうふうな持っておられるのか、お伺いをした

いというふうに思います。

○国務大臣(村山富市君) 先ほどの答弁の中で弔慰金という言葉を使いましたけれども、それは特別葬祭給付金の間違いですから、謹んで訂正をさせていただきます。

この場で社会党委員長としての答弁をすることが適当であるかどうかということについてはいささか問題があるんじゃないかと思っておりますけれども、せっかくの御質問ですからお答えをしたいと思います。今御指摘のございましたように、社会党も野党時代一緒になって被爆者援護法を提出してきた経緯がございます。したがって、社会党がこれまで制定を主張してきた原子爆弾被爆者援護法と必ずしも今回の法案は一致をしております。それはもう率直に私は認めたいと思っております。

ただ、これまでそうして努力してまいりましたけれどもなかなか実現できなかった、何とかもう被爆五十年を迎えてこの際決着をつけたい、こういう強い熱意から、与党三党であらゆる角度から検討し議論をして、そして当面実現可能な最善の策ではないかという意味で結論を出したものでありますから、そういう経過についても御理解を賜りたいというふうに思います。

○勝木健司君 前回の委員会の中で厚生大臣も言われておりましたけれども、今回の政府提案の被爆者援護法は、自社両党が連立の枠組みだけでは崩したくないとの理由から歩み寄った結果の政治的妥協の産物ということと、今の総理の発言もそれがおったように思うわけでありまして、なぜかからねの主張であった国家補償が欠如したのかということとあります。

社会党は、自社連立政権を維持するためにこれまで多くの基本方針の転換も既に行ってきたておりますけれども、今回国家補償という言葉を使ってもその政策転換の一環であるのかどうかというところで、そうだといたしますと、国家補償の被爆者援護法の制定を望んだきた多くの被爆者の方々に対する裏切り行為にもつながりはないか

というふうにも思うわけですが、もう一度御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 妥協したものではないかというお話でございますけれども、これは表現の仕方によっていろいろ解釈も違ふかと思ひますけれども、先ほども申し上げましたようにこれは連立政権ですから、ですからそれぞれの党が持つ主張は私はあると思ひます。

しかし、その主張は主張として、見解を述べ合ひながら、その党が持っている見解だけが唯一絶対に正しいとはいへないわけですから、したがってあらゆる角度からあらゆる問題点を合して、そして検討し分析し協議をした結論として、今お互いに合意できる最善の策は何なのかという意味で、慎重な上にも慎重な検討を重ねた結果出された結論だと、私はそういうふうに出ております。安易に妥協してやっただなんという事になりますと若干誤解もあるかもしれませんが、その点はそういうふうには御理解をいたしたいというふうに出ております。

それから、国の戦争責任というもので補償するという事になりますと、これはやっぱり一般戦災者との関係等々もございましてなかなか難しい問題が派生するんじゃないかと思ふんです。ですから、核というものに対して、もう二度とこんなものを繰り返してはいかぬのだという国民の強い悲願、それから放射能というその特殊性等々にかんがみて、この際特別立法をこしらえて、国の責任というものを明確にして対策に万全を期すると同時に、今後二度と繰り返すことのないようなそういう手だてもしっかりと国民の意識としてつくり上げていくではないか、私はこういう意味で考えられた結論であるというふうに出ていますので、そのように御理解をいただければと思ひます。

○勝本健司君 今よりも一歩前進するということ意味ではわからないことはいわけてありますけれども、しかしそうすることによって今までの基本的な考え方、社会党さんの従前の考え方なりあるいは今までの国の方針が、具体的な点において整合

性というのがなくなつて、ある程度考え方が変わったんじゃないかという点が二、三あるかというふうにも思ふわけですが、以下それについて質問させていただきますと思ふわけでありま

昭和五十三年三月の最高裁判決で、原爆医療法については、戦争遂行の主体であった国がみずから責任によってその救済を図るという一面をも有するものであるということで、実質的に国家補償の配慮が制度の根底にあるということとは否定できないこととされておるわけでありま。また、五十五年の厚生大臣に対する原爆被爆者対策基本問題懇談会での厚生大臣に対する答申においても、国は原爆被爆者に対して広い意味における国家補償の見地に立つて措置を講ずるものというふう

に明確に記されておるわけでありま。原爆医療法とかあるいは原爆特別措置法を引き継ぐものとなるこの被爆者援護法においては、その性格がこの最高裁判決あるいは基本懇の答申より後退するものとなつてはいかないというふうに出るわけでありま。私は後退しておるんじゃないかと思ひますが、この点についての見解をお伺ひいたします。

○国務大臣(村山富市君) 今回提案されております政府案は、国家補償の考え方などの点で、先ほど申し上げましたように、従来社会党が主張しておりました点と異なるものがあることはもうこれは否定し得ないものだと思つております。

ただ、今申し上げましたように、いろんな角度からいろいろの問題点を出し合ひながら慎重な上にも慎重な検討を加え、広島、長崎等々の実情も十分踏まえた上で出された最善の策だと思ふに私どもは申し上げておるわけでありま。

これは具体的には、今御指摘のありました原爆被爆者対策基本問題懇談会の考え方に基づきまして、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策を講じ、あわせて国と

しての原爆死没者のとうとい犠牲を銘記しようとするものでございまして、私はこの基本懇の考え方を踏まえて今度の案というものはつくられておるといふふうに理解をいたしております。

○勝本健司君 それならばもっと具体的に、やっぱり我々の対案で出ておりますように、国の責任においてこの死没者への弔意を何らかの形で盛り込むことが重要なのではないかとこのように思ふわけでありま。現在の原爆医療法あるいは原爆特別措置法という中でも国家補償の配慮が制度の根底にあると、そういう特別の立法も既に存在しておるわけでありま。国民にとつても連帯感はなく受け入れられてきたという経緯があるんじゃないか。

よくこの委員会の中でも、一般戦災者との問題ということで整合性とか波及するとか、そういうことを何かちよつと懸念されておるやうに聞こえるわけでありま。私もその懸念は当然ではないんじゃないかというところで、一般戦災者との問題は別問題であるというところでやはり分けて考えるべきじゃないかというふうにも思ふわけでありま。被爆者の方々はあくまでもこの国家補償が明記されたものであるということをお求め

ておるわけでありま。これについての見解をお伺ひいたします。

○国務大臣(井出正一君) この間の委員会でも申し上げましたが、国家補償という用語につきましてはどのような概念を指すものか確立した定義がないわけではございまして、被爆者に対する給付内容とする新法におきましては、この表現を仮に用いますと国の戦争責任に基づく補償を意味するものと受け取られる可能性が強いわけでありま

す。これまでの御審議の過程で、野党の方の対案につきましても提案者の方からは、結果責任を認めた基本懇の考え方に基づくものであつて、これまでかつて提案されてきた原子爆弾被爆者等援護法案のように国の戦争責任を認めたものではない旨の御答弁がなされておることも申し上げておきたいと

思ひます。

そしてまた、国家補償という用語を使った場合には、被爆者に対して今申し上げましたような戦争責任の問題が出てまいりますと、やはりどうしても一般戦災者との均衡上の問題が生じざるを得ないわけでありま。それらの理由を考慮しつつ、今回の新法におきましては国家補償という文言を盛り込むことは適当でないと考えた次第であります。

○勝本健司君 社会党委員長としての村山総理にお尋ねをいたしますが、現在、戦争の被害者に対する補償は軍人軍属等のような国家との間に一定の身分関係があった者に限定されておるわけでありま。一般の国民に対しては、国との身分関係がないという理由から何らの社会保障的措置もとられてきておらないわけでありま。

しかしこれについても、戦時諸法制による強制的な動員体制からすればほとんどすべての国民が国家権力によってその任務につくことを強制されていたという考えから、一般戦災犠牲者全体に対して何らかの補償等の対応が必要ではないかという社会党さんの従来の主張、戦時災害援護法案を提出しておられたように承つておるわけでありま。この法案は今後一体どうされるおつもりなのか。今後、こうした考え方を捨てられるのかどうかという点も御見解をお伺ひしたいと思ひま

す。

○国務大臣(村山富市君) 今お話がございましたように、戦時災害援護法案を昭和四十八年の第七十一回国会以降昭和六十三年の第百十四回国会まで、当時の社会党が共同提出していることは承知をいたしております。

この問題を社会党が今後どう扱っていくかという点につきましては、これは社会党内でもこれから検討、議論されなかなら課題であるといふふうに私は認識をいたしております。ただ、今の連立政権のこの状況の中で、これを具体的な検討課題として取り上げることは必ずしも妥当性がないといふふうに認識もいたしております。ただ、社会党としてではなくて政府として考え

なきやならぬことは、さきの大戦に於いてすべての国民が何らかの犠牲を余儀なくされたというの、これは当然だと思えます。その国民のすべてに対して何らかの補償をするということはこれまた大変なことでございまして、なかなかできにくいことですから、一定の前提条件がある者について、当然やらなきやならぬ者については補償をするということにならざるを得ないのではないかと思います。

したがって、基本的には国民の一人一人にそれぞれの立場で受けとめていただかなければならない問題であるというふうに考えておるところでありますから、そうした全体的な問題についての御理解をいただきたいというふうに思います。

○勝木健司君 もう余り時間もありませんので、あと二点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

来年の戦後五十年に向けて、与党戦後五十年問題プロジェクトにおいて検討がされておるといふように伺っております。しかし、本被爆者援護法は戦後未処理問題の重要な問題でありながら、先ほどから私もある質問をさせていただいておられますが、本被爆者援護法案の提出経緯が、連立政権の維持というもののために本来の法案のあるべき姿を少し歪曲されているのではないかと、あるいは妥協の中から提出されていることを私どもは考えざるを得ないわけでありまして。

果たして、現内閣で今後数々の戦後処理の問題を解決するのは難しいのではないかと、形だけの解決になるのではないかとというふうにやもすれば危惧するわけでありまして、この点について総理の見解を求めたいと思えます。

○国務大臣(村山富市君) これは、もう戦後五十年を迎えるわけですが、数々の懸案事項で解決のできなかった問題が幾つかあるわけですが、与党と野党との見解の違いとか、あるいはまたなかなか国民的なコンセンサスを得ることができなかったとか、いろいろな要因と背景があると思えます。

しかし、もう戦後五十年を迎えようとしておるこの時期に、いつまでもそうした問題を引きずっていくことは必ずしもよくないのではないかと。したがって、少々困難があっても、ひとつこの内閣で、そうした積み残されておる問題について、処理のできる問題については処理をし、解決できる問題については解決をして、そして五十年を節目にして、未来の五十年に向けて本心に平和を志向した立場でもっと前向きに進めるような、そういう状況をつくらうではないかという意味で、三党間で今真摯な議論をしておるところでありますから、私は何らかの形で処理をし、決着をつける問題についてはこの際決着をつけて、そしてこの戦後処理に当たりたい、こういうふうに考えて決意をいたしておるところでありますから、そのように御理解をいただきたいというふうに思えます。

○勝木健司君 当然、今回のこの被爆者援護法一つですべてが解決するわけじゃないわけでありまして、この間まで来ておられた中国残留邦人の問題とか、あるいは戦没者の残存遺骨の収集問題とか、解決に向けて一層の努力が望まれるような問題がいまだに残っているわけでありまして。

今後のこういう戦後処理問題に対して、総理がより一層のリーダーシップでこのプロジェクトも含めて進めていただきたいというふうに思うわけでありまして、戦後処理問題についての態度をきちっと明確に述べていただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(村山富市君) 今お話のございましたように、戦没者等の慰霊事業や中国残留邦人等に対する援護施策は、今お話もございましたように終戦から五十年目を迎えるようになっている今日でありますから、なお力を注いでいかなければならぬ重要な課題であるという認識については委員と全く同感であります。

戦没者等の慰霊事業につきましては、御遺族を初めとする関係者の方々の高齢化もだんだん進むわけでありまして、そうした方々に十分こたえていくために、遺骨の収集、慰霊巡拝等についても一層の充実や工夫を図りながら、この施策を今後さらに強力に推進してまいらなきやならぬというふうに思っておりますし、中国の残留邦人等に対する援護施策につきましても、昨年十二月、早期の帰国希望者が向こう三年間に全員帰国できるように受け入れ計画を打ち出したところでもございまして。

さらに、本年四月には中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律というものも制定されておりますから、本年十月から施行されたこと等々も踏まえながら、中国の残留邦人等の早期帰国及び日本社会への円滑な定着、自立の促進に今後とも一層力を入れていかなきやならぬというふうに考えているところでございまして。

○勝木健司君 終わります。ありがとうございます。

○高桑栄松君 高桑でございますが、それでは質問させていただきます。

総理に質問をさせていただくチャンスはなかなかめぐってきませんので、なるべく丁寧に思いますが、時間もございまして、若干途中を飛ばして結論的な質問をするかもしれませんので、御容赦願います。また、勝木委員の質問とダブるところもありますので、適当に私も取捨選択したいと思えます。

最初に、米国の郵政公社のキノコ雲切手シリーズの発売について伺いをいたします。

十二月三日の新聞に、村山首相は「こんな国民感情を逆なでするようなことは困る」と反発した、こう書いてあります。国民感情を逆なでするといふ、国民感情とはどういうことをおっしゃったのでしょうか。どういふものを国民感情と言われたのか。どの程度のことなのか、いいと思っている人もいられるかもしれません。ただ、これ内容がわかりませんので、国民感情とはいかなることか。それから、困るというのはだれが困るのか。総理が国民に対して困るのか、世界に対して

困るのか。困るというのはだれに対して困るのか、承りたい。

○国務大臣(村山富市君) 困るという言葉が適切な言葉であつたかどうかということについては、私も今お話を聞きながらもっと適切な言葉があつたんじゃないかというふうに思われる節もありまして。

ただ、原爆投下は、あれだけの広範な人々の生命を瞬時に奪うわけですし、破壊をし尽くすわけですから、こんなことをやっぱり二度と繰り返してはならぬという国民の強い悲願がある、これは唯一の被爆国としての悲願がある。この国民の気持ち、感情に対してこれは逆らうものだ、こんなことはしてはくれないという気持ちを言いたかったわけです。

これは、そんな気持ちだけではなくて、あらゆる機関を通じてアメリカに対して日本国民のそういう気持ち、感情ということについては申し上げておきたいというふうに思っています。

○高桑栄松君 困るという言葉では困るんですね。これは私が読んだ範囲で言えば、困るんじやなくて怒ったとか怒りを発しているとか、何かやっぱりそれに対して抗議を厳重に申し込むという姿勢が要ると思うんです。困るというのは本当に頭を抱えて困っているように見えますよね。だから、困るという表現では困る、こういうふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、今のお話で国民感情というのは私やっぱりよく理解できなかったんですが、大江健三郎さんの「あいまいな日本の私」というのがございまして。日本語はというのか、日本人はというのか、日本人はそういう論議の構成にならされているというのか、とにかく日本語はあいまいです。論文を書いてみるとわかるんです。主語がないとか単数と複数がはつきりしないとか、もうさっぱりわからぬのが多いんです。日本語を英語に訳そうとすると非常に困るんです。これは単数なんだろう、複数なんだろう、主語がない。僕ら

もそうですね。それは何とかですと言うけれど、私は何とかというのがないんですよ、あなたはそのかわからない、大変あいまいなんです。そこで、国民感情というのがあるまいな表現ではなかったか、私はこう思います。

それで、今お話を伺っていますと、原爆の何が問題なのか、そこに怒りを発しているわけですが、大量虐殺、殺りくというところをおっしゃったように思いますが、それでよろしいでしょうか。そういうふうには理解してよろしいですね。

それでは、一つ私の意見を申し上げます。確かに一発の原爆が、広島、長崎、それぞれ十万人の人を一発で殺りくした。しかし、三月十日の東京大空襲でもやっぱり十万人が死んでいるわけですね。ただ、一発であつたか一千発であつたかの違いがあります。だから、大量虐殺という意味ではこれは本来原爆を非難することにならないんじゃないか。唯一のおっしゃいますが、唯二であつたらどうなるのか、複数であれば言わないのかということですね。こんなことは私はないと思ふんです。唯一の被爆国だから文句を言うんじゃない、原爆そのものがどういふものであるかというところが私は問題だと思ふんです。

ですから、総理にたまにはレクチャーをしておきたいと思ひますので、今簡単にレクチャーをさせていただきます。

一九八二年に、W・L・ラッセルという人が、数百万匹のマウスを使いまして、十年以上の年月をかけて放射線障害の遺伝的研究を行つております。遺伝だけじゃありません、第一次障害も入つてくるわけですね。十年かけたというの、マウスの一代を三年といたしますと三代まで影響を調べたということになります。

細かい話はやめまして結論を申し上げますと、どんな微量の放射線であっても、その放射線が性細胞を傷つけ障害を起こしたら、それは遺伝子異常として人間の突然変異が増加してくる。そして、これが遺伝子プールの中に一たん入ると簡単に排除ができない。それは次第に蓄積されていっ

て、蓄積というのは爆弾だけじゃありませんよ、一般のものもみんな入ります。原爆の異常があつて飛び出りや問題になると思ひます。チェルノブイリのあの異常も、何日間かたつたら日本にも放射能がやってくると思ひます。ですから、原爆だけが問題なんじゃなくて放射能のことを今言っているわけですが、それが一挙に落ちたのが長崎と広島である。

したがって、これを書いている人の読みますと何通も書いてあるんです。どんな微量な放射線であつても遺伝子に異常を起こしたら、それはプールされて二代目、三代目、四代目とつながつていく。二代目、三代目、四代目がだんだんひどくなるんじゃないんですよ、その遺伝子がだれかと結合したときに出るということでもあります。

あるシンポジウムで、ロシアから来た女性の発言者が言っていました。広島の人とチェルノブイリの人と結婚したらたちまち遺伝子異常が起る確率が高くなる。それで、二代目、三代目とだんだん薄れるかという薄れないんですね。ラッセルの実験がそれを言っているんです、ずっと続いていくと。もっと細かいことありますけれども、時間がありませんから。

したがって、確かに一発で爆心地から二百五十メートル離れたところの銀行の石段に腰かけていた人が、あつと思つたら蒸発して、いない、人影だけが残つていた。人影の石というのが展示されている。それくらい高温でありエネルギーがすごいわけですね。だから、一発で十万人も殺したわけですね。確かに大変な殺りく兵器でございます。

しかし、さっき申し上げたように、一発でも千発でも効果は同じなのではないか。ですから問題は、放射能が人類の遺伝子異常となつて、それが永久にプールされていって人類の遺伝子異常、突然変異が次第に確率を上げていきますと、これが最も問題とすべき場所である。もちろん大量殺りくは問題です。では、少量殺

りくならいいか。そんなことはないでしょう。同じことですよ。ただ、余りにもひどいということとあります。しかし、それは余りにもでありまして、同じわけですよ、結論的に言えば。だから、一般の兵器との違いは、放射能が遺伝子異常を引き起こして、人類のプールの中で排除することができなくなるということを行っているんです。

ですから、私はこれは党議拘束を離れまして、今までは公明党・国民会議と、今はちょっと何だかよくわからなくなりましたが、党議拘束を受けていないという立場で申し上げますが、私は原爆攻撃というのは人類に対する犯罪だと思ひているんです。これは許せない、告発をしてほしい、私は医学者としては、それは百十六回、百十八回ですか、あのころ私も社会党の皆さんと一緒に野党側の議員提案で、医学を担当いたしましたから、それで勉強いたしました。拳を服膺いたしました。今またそれを勉強して、失礼ですが、総理にレクチャーをちょっとさせていたいたと。

総理、やっぱり遺伝子のことは御存じないような気配でしたね、お返事は。ここが私一番大事なところだと思ふんです。ですからそういう意味で、アメリカの報道が「アトミックボムズ・ヘイ・スノウ・オーズ・エンド」と書いてあります、確かに。戦争終結を早めた。時間的に見ればそうかもしれないという我が国の外務省もあるようですよ。けれども、それをそうであるとするは戦争肯定論ですよ。戦争終結を早めるのであればどんな兵器を使つてもいいのと同じことになりませんか。毒ガスだつていいんじゃないですか、もし縮めるのであればそうだと思います。ですから、そういうことは成り立たないと思ふんです。

きょうのテレビだったかでもそれをまた言っていましたね、アメリカの報道官の言葉として。やっぱり時間的に言えばというか、現実で言えば原爆は戦争の終結を早めた。この後の一般質問で私は外務省に答えてもらいますけれども、原爆

が落ちたから慌ててポツダム宣言を受諾したのではないようですからね、日本は。もっと前からそれはスタートしています。

ですから、私に言わせれば長崎になぜ二発目を落としか。もう日本はパンザイしていましたから、どうしようもないわけですよ。飛行機がない、鉄砲がない、竹やりで戦車のけつをつつけない、鉄砲がない、竹やりで戦車のけつをつつけないというのが我々に言われた軍の方針ですからね。竹やり持つて戦車のしりをつつけないことですよ。何の意味がありますか。そんな人間を相手に何にもしなくたっていいわけですね。なぜ八月九日に長崎にも落としか。ちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、私個人のそういう考えもあるということを行っています。

アメリカはいろんなところで動物実験をやっています。ハードもソフトもやっていますよ。つまり、生物にどんな影響を与えるかも実験してきています。しかし、人間実験はしていません。最初の実験第一号が広島であつた。もう一発やってみたい。どんな効果が出るのか、地形が違いますしね。私は、動物実験を日本人をモデルにして長崎でやつたと考えたいくらい腹が立っています。あれだけのことをどうしてもう一発やつたのか。ソビエトが参戦したのは八月九日ですからね。もうどうにもならないときになぜとどめを刺すんだと。とどめを一通刺しておいて、もう一度刺したようなものじゃないですか。

だから総理、国民感情を逆なでするようなことは困るなという困る表現はしてもらいたくないですよ。しつかり怒ってもらいたいということでもあります。

大分これに時間を費やしてしまいましたが、次に、総理、一つまた伺ひたいします。国家補償に基づく被爆者援護法というので、先ほど来勝木委員からいろいろ質問がございましたし、お話もお返事も承りましたけれども、国家補償という文字が新しい援護法案から抜けたということで被爆者は裏切られたということを新聞紙上では伝えております。社会党は重大な政策転換を

次々に行つてきておりますが、今回は国家補償に基づく被爆者援護法というネーミングを捨ててしまふのでしょうか。これをもう一度伺いたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 委員の高い見識でいろいろレクチャーいただきましたことを心からお礼申し上げます。

私も言葉足らずでありましたけれども、先ほど被爆者援護法の際にお話を申し上げましたのは、原爆というものは大量殺りく兵器であるし、同時に放射能という特性に着目をして、一般の戦災者とはやっぱり違う扱いに立つてこれは見直す必要があるんじゃないか。同時に、こんなことを二度と繰り返してはいかぬという国民の意思を表明する意味でも大事なことでというふうに申し上げたつもりでありますから、そのように御理解を賜りたいと思ふんです。なお、今、遺伝子の問題やいろいろお話を承りまして一層その意を強くいたしました。

国家補償という言葉をあえて使わなかったのは、やっぱりいろんな意見がありまして、国家補償という言葉の解釈、概念というものが必ずしも明確になっていないという面があるわけです。したがって、もっと定義が明確になるような形で示した方がいいという意味で国の責任というものを明確にして、今申し上げましたような援護法を制定した。いろんな角度から検討した結果、今考えられる範囲で国民的な合意の得られる最善の策ではないか、こういう意味でこの法案は提出されておるといふふうにとめて御理解をいただきたいと思ひます。

○高桑栄松君 国家補償の概念がはっきりしないとおっしゃっていましたが、確かにはっきりしないのかもしませんが、私は法律屋さんの意見を今引用しようと思つてゐるんです。

国家補償の概念に、講学上のいうから、講義をする学問上のいう意味でしょうか、講学上の概念として三つある。一つは、国の不法行為に

よつて起こされた損害を賠償する、国の不法行為です。それからもう一つは、国の適法行為によつて起きた損失を補てんする、補償するというのがあるわけです。三番目が、違法、適法にかかわらず国家の作用の結果として起きた被害を救済するというこの三つがある。やっぱり学問ですから、この三つについて考えてみたいと思ひます。

国は不法でなかったと言つてゐるはずで、適法ではない、適法であつたとは言わない。そうすると、国家作用の結果として起きた被害の損失を補償しようとするのがこの補償の精神じゃないんですか。そうだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からお話もございましたように、国家補償の考え方につきましては大体四つぐらいに分類されておりますね。

今お話のありました一つは、不法行為責任に基づく損害賠償、これは国家賠償ですね。それから、適法行為だけれども、その適法行為に基づいてやつたことが結果的に損失を与えた、その損失に対して補償するという場合ですね。それからまた、使用者として命令をして、指示をして、何か仕事をしてもらつた、そこで責任が生じたという場合の補償、こういう場合が三つ目として挙げられておるわけです。それから、結果として何かが起こつた場合に、その結果に対して補償するという結果補償。私は、基本問題懇談会の考え方というのはこの結果責任に対する補償ではないかと思ふんです。

そういう意味から申し上げますと、原因は問わないけれども、この結果に対して国が責任を持つてやらないかという意味で言われておると思ひますから、したがつて、その基本態の考え方に基づいて、その結果に対して国が責任を持つてこれだけのことをしようじゃないかといつて今回の法案がつくられておるといふふうに御理解をいただきたいと思ふんです。

○高桑栄松君 いや、総理、よかつたと思ひますよ、僕はそう思つてゐますから。しかし、結果責任を認めるという概念のものは国家補償なんです

から、国家補償をするのでなかつたら結果責任を負ふ必要はないわけです。したがつて、やっぱりこの中には国家補償の精神がある、それがベースになっている。そして、それは被爆者が金の額ではないんだ、国がそれを補償してくれるという精神が欲しかった、金の額が多ければいいと言つてゐるのではないということが私はポイントとして大事だと思ふんです。

そこで、特別葬祭給付金というのがあります。これは死没者に対する弔意をあらわすものではないかと。もしあらわすものでないとなれば、弔意をあらわしてないという現行制度の欠陥は何ら正されないことになります。したがつて、つまり国として弔意をあらわすものではない、つまりこれは生存被爆者対策なんだ、こういうふうに明言されますか、いかがでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) 私が先にちよつとこの法案提出者として申し上げまして、また後で総理の方から。

原爆の投下から被爆者対策の充実を見るまでの間に亡くなられた方が経験された苦難は想像に余りあるものがございます。特別葬祭給付金は、被爆後五十年、来年でございしますが、のときを迎えるに当たつて、こうした死没者の方々の苦難とともに経験した御遺族であつて、御自身も被爆者としていわば二重の犠牲を払つてきた方に対し、生存被爆者対策の一環として国による特別の関心を表明し、生存被爆者の精神的な苦悩を和らげるために支給しようとするものでございます。

○高桑栄松君 やつぱり奇妙な話ではないかと思ふんです。葬祭というものはお葬式の葬祭ですから、葬祭給付金というのは被爆者であるとかないとかにかかわらないと思ふんです。言うなれば葬祭をする喪主、そういう人に弔慰金を出すのであつて、被爆者である遺族全員に十万円ずつ出すというの、論理的に非常にこれは説明ができません。私には、論理が出てこない。私はいつも質問するときには、政府側がどういふ答弁をなさるかと思ふながら質問を考へますから。ですから、これは大変不明な話であつて、遺族の生存している被爆者対策であると明言しなきゃだめなんじゃないですか。特別葬祭給付金ではない、これは遺族の生存被爆者対策である、そうではないんですか。でなかつたら全員に渡すことはい、喪主一人でないわけですか。いかがでしょうか。

○政府委員(谷修一君) 事実関係のことでございしますので、私からお答えをさせていただきますと思ひます。

先ほど来大臣からも御答弁をさせていただきしたように、政府案で言います特別葬祭給付金というものは、みづからも被爆者として原爆放射能による健康障害に伴う特別な苦難とともに経験したという、いわば二重の特別な犠牲を払つてきた者に対して、その精神的な苦悩を和らげるという観点から、今おっしゃいますように生存被爆者対策の一環として考えたものでございまして、いわゆる亡くなられた方あるいはその遺族に着目をするということとは給付金の性格が弔意金的なものになるというふうな考え方から、生存被爆者対策というところで現在生存されている被爆者というものの着目をした制度でございします。そういう意味で、先ほど先生の御質問にもありました弔慰金という性格ではないわけでございます。

○高桑栄松君 やつぱりあいまいですね。弔慰金という性格ではないが弔意をあらわすものだと云つたように聞こえましたが、大江健三郎さんでなくとも、私に日本語のお話は非常にあいまいだと思ふんです。最初の方を聞いてゐるとイエスだと思つたら、終わりになつたらノーであると言つてゐるわけなんです。これはだめです。

それから、遺族であることに限るといふ、二重の苦しみと言つけれども、やつぱり葬祭と書くからには、お祭りをあるいは先祖のそういうものを慰めるような儀式をやつてきた方々に差し上げる

のが今までの常識的な話です。全員に渡すというの論議が成り立たない。

もう時間がありませんので、せっかく総理大臣がおいでになっておられますので、最後に、私は今いることを申し上げましたけれども、やっぱり被爆者援護対策は早急に私たちが、先ほど来総理も前質問者の勝木さんも言われていましたけれども、旧野党時代には一緒になってやってきた、何とか早くしてあげたい、来年五十周年を控えて何とかいいものを思いついてまいりました。

私はいろんな不満を申し上げました。間違いないと思われるものも指摘いたしました。しかし、そういうことも勘案していただいて、これはこれで終わったのではなくて、ようやく援護法が第一歩を踏み出した、新しい法律が第一歩を踏み出したというところで、今後、被爆者の声を反映できるよりよいものに逐次改正をしていっていただきたい。そういうことに対する総理の決意をひとつ伺いたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 委員の言われる意味もよく理解ができることであります。ただ、先ほど来答弁申し上げておりますように、当面いろんな意見がある。その意見を総合的に踏まえて、今後のいろんな問題点も絡ませながら、今国民的なコンセンサスの得られる最善の策ではないかということと結論を出して法案を提案いたしておるわけでありまして、それはそれなりに御理解を賜りたいというふうに思っています。

それから、今お話もございましたように、来年は被爆後五十年という年を迎えるわけでありまして、被爆者の方々の高齢化も進んでいるという事情も踏まえながら、今回の政府案に基づき、今後引き続き国の責任において保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策を講じながら、被爆者の方々の福祉の一層の向上を図らねばならぬという決意で取り組むたいというふうに思っていることだけは申し上げておきたいと思えます。

○高桑栄松君 終わります。

○林紀子君 私には広島に住んでおります。被爆者の願い、被爆者の声を受けて、総理に質問をいた

します。

原爆郵便切手問題をめぐって、アメリカの原爆投下をどう見るか、これが改めて問われております。昭和天皇は、原爆投下はやむを得ないことと述べました。そして、自民党政府も被爆国民の政府でありながらそういう態度をとってききました。ですから、ブッシュ前大統領が広島、長崎への原爆投下は正しかった、こんな暴言を吐いたときに、当時の宮澤内閣はこれに抗議しない、こういう態度を表明してこの発言を事実上容認いたしました。ですから、こういう態度をとってきたから今度の原爆切手発行のような事態になったということも言えるのではないかと思います。

そこで私は、社会党の委員長として総理になられた村山総理に、一番根本的なことをぜひお聞きしたいと思いますが、アメリカの広島、長崎への原爆投下をどうお考えになっていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(村山富市君) これは許しがたいことである、絶対に認めてはならない、また二度とこんなことを繰り返さないようにしなさいかめというふうに考えております。

○林紀子君 当然のお答えですけれども、そうしますと、今までの自民党政府がとってきたそういうアメリカへの態度は誤りであった、そのことをきちんとおっしゃっていただくことができるわけですね。

○国務大臣(村山富市君) 自民党政府がとってきた、自民党自体がとってきたことに対して私がここでコメントする限りではないと思えます。これは、自民党には自民党の考えがあつて言ったことだと思えます。正確に自民党がどういう態度とどういう方針を示している、これに対してどうとるか、こういうことでもありませんから、私が今ここで自民党のことについてとやかく言う立場にはないということは御理解を賜りたいと思えます。

○林紀子君 間違っている、許せないことだというその言葉を受けまして、それでは次に質問を

たいと思います。

核兵器使用は国際法違反であるという問題ですが、既に陳述書を提出した国、三十五カ国あるそうですけれども、このうち二十一カ国が国際司法裁判所に申し立て、核兵器使用は国際法違反とするという陳述を行っております。羽田前内閣は、実定法上違反とまでは言えない、こういうことを記述して大衆国民から大きな怒りを買って、反響を買いました。そして、この部分だけは削除をいたしました。

村山総理はこの問題についてどうお考えになるか。今からでも遅くはないわけですから、追加の意見書を提出して、日本政府の立場、核兵器使用は国際法に違反している、アメリカの原爆投下は許せないというお答えですから、当然こういう立場になると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(村山富市君) 私は正確に答えたつもりですけれども、国際法に違反しているという言葉は使っていないんです。ただ、こんなことは許されることではないと、だから二度と繰り返してはならないと、こう言っているわけです。

国際法に違反しているかしていないかということについては、やっぱりいろんな国によって見解に違いがあるんですよ。ですから、そういうことと結論づけてみることにしては余り意義はないんじゃないかと私は思うんです。

ですから、政府は今度国連に対して、核兵器の究極的な廃絶に向けた核軍縮に関する決議というものを出して、そして若干の棄権はございましたけれども、大多数の賛同を得て議決をされておりますけれども、そういう日本政府の核兵器に対する態度というものは明確にしておるということでは足りるんじゃないかというふうに考えております。

○林紀子君 今、総理が言われました国連に日本が提出した決議と申しますのは、核兵器を究極的になくす、そういう内容を含んでいる決議ですけれども、私が与えられている時間は大変

少ないので、そのことの論議を始めますと大変時間をとってしまうので、ひとつこの核兵器使用は国際法違反であるという問題について、社会党の立場がどうであったか。ことしの九月に大会を行いまして、その中で特別決議を行っていらっしゃるんですね。「日本政府が国際司法裁判所に対し、「核兵器使用の違法性を明確に打ち出すように積極的に働きかけることを求める」、社会党の決議はこうなっております、この決議は採択をされたわけですね。

社会党の委員長という立場で先ほどお答えもありましたけれども、このことについてはそれではどういふふうに責任をおとりになるのですか。

○国務大臣(村山富市君) 社会党の委員長で社会党が決議をしたことは私は守りたいと思えます。ただ、この連立政権の中で社会党の言い分が

○〇%実現できるならこれは連立政権の意味がないんで、単独政権でもいいわけですね。しかし、それはやっぱり三党にはそれぞれ三党の言い分があるわけですから、その言い分を十分踏まえた上で、お互いに今合意できる点は何かという最善の結論を求めて三党で協議していくと、この経過をたどりながら出ていく結論については、政府として協議した結果、合意ができればそれを実行していくということになるんであって、この席上で今の連立政権の立場に立った私に対して、社会党の委員長としてどうかと、そういう質問をされれば、私はそういう答弁をする以外にはないというふうに思っています。

○林紀子君 総理は、そういうことでは個人としては核兵器投下は間違っている、原爆投下は間違っていると言っている、社会党の決議にも責任をとると言われているけれども、連立政権の総理となつたらそれと全く違うことをやる、これは本当に言いわけになつてしまふのではないかと思うわけですね。

そして、もう一つ私が申し上げたいのは、社会党のこの決議と申しますのは、「あくまでも「国家補償に基づく被爆者援護法」を早期に制定させ

るため、全党一丸となり全力を挙げる。、こういうこともおっしゃいましたね。ですから、私はそういう意味では本当にこの被爆者援護法、国家補償の立場に立つてということと被爆者の方々から求めていらっしゃるわけですし、この国家補償の立場に立つてという意味は二度と核戦争を起こさない、核兵器を使わせない、被爆者だけではなく日本国民の大きな願いも含まれているわけですね。

ですから、そういうことを考えましたら、これは昭和六十年に厚生省が被爆者実態調査を行いましたが、被爆者の皆さんの第一の願いは何か、それを書いてもらったところ、一番の願いというのが恒久平和、核廃絶ということを書いてあるわけですね。まさにこの願い、これを実現するために国家補償の立場に立つ被爆者援護法をつくっていくのは当たり前ではないかと思えますが、どうですか。

○国務大臣(村山富市) 先ほどから申し上げておりますように、社会党は社会党の主張を持っておりまして、それから自民党は自民党の主張がある。さきさきの皆さんにはさきさきの主張がある。それぞれの主張を出し合っている、いろんな角度からいろんな問題を出し合っている議論をして、そして国民的なコンセンサスを得て、一番いい、今できる可能性のある合意点は何かということをして、それが求め合っているわけですから、したがってそのことについては私は御理解をいただけるのではないかと思います。

今まで野党として援護法案を通してきたけれども、参議院では議決されたけれども、衆参通じて国会ではなかなか実現できなかったんじゃないですか。それをいろんな意味も含めて、この際、来年は五十年を迎えるんだから、何らかの結論を出して決着をつけようではないかという真剣な審議もし、議論もした結果、合意点を求めて出した結論でありますから、当面考えられる最善の策である、最善の法案であると私は考えておりますから、そのように御理解をいただきたいというふう

に思っています。

それから、核兵器の問題についても、これはあの広島、長崎の現状を考えた場合に、国民の感情としても国民の気持ちとしても、先ほど高桑先生からもいろんな角度からのお話がありましたけれども、これはやっぱり許してはならないもの、だといふふうに思いますし、あれだけの大きな破壊力を持つていますし、殺傷力を持つておりますし、同時に放射能というものは後々まで遺伝をしていづまでも消えないもの、だといふようなことを考えた場合に、これはもう人道上どんなことがあっても許してはならないもの、だといふ意味で私は申し上げていこうと思っております。

○林紀子君 それでは最後に、一点お伺いしておきます。

キノコ雲を描いた原爆切手問題ですが、この件につきまして、広島県原爆被害者団体協議会理事長の伊藤サカエさんは、「きのこ雲の下でどんな悲惨な状況があったのか、理解せず、原爆投下を肯定的に評価する米国人の意識が問題だ。」と激しい怒りを表明されております。

今なお三十三万人の被爆者は原爆後遺症に悩まされ、がんの恐怖と闘いながら多くの方々は貧しい生活を余儀なくされているわけですから、ですから、この被爆者の心情と唯一の被爆国である我が国国民の感情を代表して、このキノコ雲の下で犠牲となった多くの被爆者の存在があるのだ、この苦難を示す資料を添えてアメリカに抗議をするお考えはありませんか。

○国務大臣(村山富市) これは先ほど議論をいたしましたけれども、既に二日の日に栗山駐米大使から米国防務省に對しまして、今ここで議論されているような議論も踏まえて強い国民の感情というものを伝えると同時に、この扱いについてどうなっていくかということに対して重大な関心を持つて今注目しているという段階でございますし、いろんな機会を通じてそうした皆さん方のお気持ちというものはアメリカ政府に伝えて、強い意思を反映していきたいというふうに考えていま

す。

○委員長(種田誠憲) 村山内閣総理大臣は御退席を願います。

○高桑栄松君 では、早速質問に入らせていただきます。

今までの続きみたいなのでございますから、最初に外務省に伺いたいんですが、米国の郵政公社、キノコ雲切手の関連なんです、我が国がボツダム宣言受諾に対する行動を開始したのはいつごろでしょうか。広島に原爆が落ちたのが八月六日、長崎が八月九日、ボツダム宣言受諾の方向で交渉を開始したのはいつごろなんでしょうか。外務省、お願いします。

○説明員(高野紀元君) お答え申し上げます。公開されておりますいろいろな資料によりますと、一九四五年七月二十六日、米英中三国がボツダム宣言を出したとしました。さらに八月八日、ソ連がこれに参加いたしました。

これに對し日本政府は、八月十日の閣議において同宣言に對する方針を決定いたしました。同日に方針を四交戦国に伝達いたしました。これに對しまして、四カ国政府の名における米政府の回答というものが八月十三日に参りまして、日本政府はこの回答を踏まえ、十四日の閣議において同宣言の受諾を最終的に決定したというふうに承知しております。

○高桑栄松君 それは公式見解なのかもしませんが、閣議決定というふうな。巷間伝えているところによると、事前に手探りでというのか、何とかならないかというふうなことで交渉を開始したというふうな私なんかのぼんやりした記憶というのか、情報ですよ、これは情報と言えないかもしませんが、そんなふうな新聞なんかでも書いてあったように思いますけれども、それは自信がありませんが。

外務省は公式文書の出された時点で物を言っているんでしょね。事前にそういう根回しの交渉は開始していませんか。そんなこと私はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(高野紀元君) 私として今すべての事実について承知していると考えておりませんので、そういう範囲内でお許しいただけたらと思っておりますが、今申し上げたとおり、ボツダム宣言そのものは一九四五年の七月二十六日に発出されまして、それに対してどう反応するかということについては種々の議論が日本政府内部にあったということとは、当時の種々の資料から明らかになっております。

その七月二十六日以前にボツダム宣言の関連で何らかのやりとりがあったということは、ボツダム宣言という形において何かあったということとは、私は今承知していません。

○高桑栄松君 先ほどのお話だと、七月二十六日にボツダム宣言が出た、これを受諾するかどうかといういろんなことがあったと思えます。そして、八月六日に広島に原爆が落とされて、八月八日がソ連参戦でしたね、そうおっしゃいましたね、八月八日。

○説明員(高野紀元君) ソ連が八日にボツダム宣言への参加をいたしました。九日より対日参戦をするという宣言をいたしました。

○高桑栄松君 時間的な問題を今どこかで詰めてみたいと思つたんですが、今のお話ではしっかり詰めることはできないけれども、ただ日本の戦力能力はほとんどゼロに近いくらいまで落ちていた、それは我々自身が内部で知っていたわけですから。

そして、ソ連が参戦をしたと同じ日かなんかにもまた長崎に落とされたということとを私が先ほど申し上げたのは、ちょうどこのチャンスとしましては人間に對する原爆実験のチャンスと失うと思つたのかと思うくらい明快な事実があるのにもかかわらず、これを落とさなかったら日本が負けなというのではないのであつて、負けることはもうはっきりしていたとこの話ですから。

ですから、これは私は一発がいいと言っているのじゃありませんが、広島の後もう一回落としたということは、アメリカの意図というものをやは

り非常に複雑な気持ちで批判をしたいと私は思っていたわけです。

したがって、アトミックボムズヘイスンウオーズ・エンド」という言葉がそのとおりとれるのかどうか。もしとれるとすれば原爆肯定論になるのではないか、そういう話になるのではないかと意味でこれを取り上げて、先ほど総理にも質問をしたわけでありました。

その次に、国の責任ということをつたたび手をかえ品をかえて皆さんも質問をなさっていますし、私もそのつもりでやっているんですが、国の責任ということでは前文の方で、国の責任において、被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて国として死没者のとうとうと犠牲を銘記するために制定すると書いてある。

そうすると、日本語のあいまいさと先ほどから言われているわけですが、「国の責任において」という文章でずっと流れていくのは、「総合的な援護対策を講じ」ところまでは間違いなく係るわけですが、その後、後段の「あわせて」というところは、どうも「国の責任」がそこに係らないのではないかと読めるのですがいかがでしょうか、御見解は。

○政府委員(谷修一君) 「国の責任において」という表現をこの前文に設けましたのは、先ほど来申しておりますように、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確にするということでございます。

今おっしゃいました後段の部分でございますが、平和を祈念するための事業につきましては、国そのものがみずから直接事業を実施することによって、国民が原爆死没者全体に対して持つておられます追悼の気持ちというものを表明するものであるということから「国として」という表現をとったものでございまして、当然、国の責任において平和を祈念するための事業を実施するという趣旨には変わりはないと思っております。

○高桑栄松君 そうすると、平和祈念事業というのは国の責任であるというふうに言っているわけですね。

○政府委員(谷修一君) 国の責任において、国の事業として行うということを行っているつもりです。

○高桑栄松君 この辺、国の責任論というのが先ほど来言われているわけですが、法律で何かを制定して国の責任のないものはないわけで、国の責任としてというのをあえて明記するとなれば、それはどのような意味を持っているのかということにむしろ非常に大きな意味があるわけであります。

そこで、所得制限のところですが、諸手当に關する所得制限を今回撤廃した、この撤廃した意味というのは何でしょうか。

○政府委員(谷修一君) 従来、被爆者に対する諸手当の所得制限につきましては、特別手当など健康障害と原爆放射能との関連が比較の場合に支給される一部の手当について所得制限が設けられていたわけですが、全体として被爆者の方々が高齢化をしてきた、それに伴いまして当然のことながら身体的あるいは精神的な状況が変化をしてきているといったような被爆者の置かれた状況の変化に対応いたしまして、被爆者対策の上での一層の福祉の向上を図るという観点から所得制限の撤廃を行おうとしたものでございます。

○高桑栄松君 いわゆる社会保障制度を見ますと、所得制限が全くないという制度はないんじゃないでしょうか。ないという制度はあるんじゃないでしょうか。

○政府委員(谷修一君) 社会保障制度全体についてちょっと今資料を持っておりませんが、恐らく非常に少ないんじゃないかと思えます。

○高桑栄松君 そこで問題にしたいのは、所得制限を撤廃するということは所得とは関係なく補償するということですから、これは国家補償の精神のあらわれではないか、こういうふうに読むわけですが、いかがですか。

○政府委員(谷修一君) 先生の御質問になられたことに關連しては昭和五十三年の最高裁判決の中で、この制度の根底に国家補償の配慮があるというところを述べて、その具体的な例として「資産状態のいかんを問わず常に全額公費負担と定めていることなどは、云々」というようなくだりがあることを指して言っておられるんだと思いますが、この最高裁の判決というものは、もちろん現行制度について具体的に特にこの点を挙げてこういう国家補償の配慮があるということを描いてあるわけではございまして、私どもはこの最高裁判決のこと自体をもちろん否定する立場ではございません。

ただ一方、被爆者対策を進めていくということの中で、基本懇報告書に述べられているような被爆者対策の基本的な考え方というものを沿って私どもとしては今回の法律もお願いをしているというところではございまして、この所得制限の撤廃を行うということ自体は、先ほど申し上げているような被爆者の高齢化等の実態を踏まえて、健康の保持、増進あるいは福祉対策を一層進めていくということではございまして。

そういう意味で、私どもがここで言っております所得制限の撤廃というのは、国の戦争責任を認めるという意味での国家補償の考え方ではございません。

○高桑栄松君 何だかあっちこち行ったり来たりでございすけれども、結果責任は認めるから補償をする、違法、適法ではなくて、戦争という行為のあった結果としての補償をする、これは国家補償のカテゴリーに入っているわけですか。それで、この国家補償の精神にのっとっているというところは最高裁の判決に出ている、したがって国家補償の精神があるんだ、それに基づいたものだと言いうことを今言いがた、国家補償ではないと言いうところから、イエスと言っておいて、そうかそうかと思つたら後でノーになつてしまふということではないのかと思ふんです。

ゆる社会保障対策ではなくて、これは国家補償という精神にのっとつて所得制限を撤廃したというふうに解釈せざるを得ないと思ふんですが、これはどうでしょうか、もう一度。

○政府委員(谷修一君) 言葉としては、「国家補償の配慮」という言葉と、それから「広い意味における国家補償の見地」という二つの言葉がこの被爆者援護対策をめぐっては過去に使われているわけではございません。

五十三年の最高裁判決に言う「国家補償の配慮」とは具体的にどういう考え方であるかということについては、少なくとも私どもが理解する限りは述べられていないのではないかと今ふうに思います。ただ、具体的な一つの例として先ほどの所得制限の問題に触れておられるということがありと思ひます。

一方、先生が今お使いになられました国家補償の精神という、言葉はちょっとあれでございすが、「広い意味における国家補償の見地」ということは基本問題懇談会において使われ、それは非常に長い文章ですけれども一つの説明としてされている。その背景は簡単に申し上げれば、原爆放射線による健康障害というのが一般の戦争損害とは一線を画すべき特別の犠牲であるということに着目をして、広い意味における国家補償の見地に立つて実態に即した対策を講ずるべきであるというふうにならされているわけではございません。

ただ一方、基本懇におきましては、広い意味における国家補償の見地に立つて対策を講ずるといっても、それは戦争遂行に關する国の不法行為責任を是認したるいは賠償責任を認めるという趣旨ではないんだということも述べられているわけではございません。放射線による健康障害について、原因行為の違法性の有無にかかわらずその被害に相応する補償を認めるという趣旨である、そういうことを述べているわけではございません。そういう意味で私どもは、この国家補償の概念との關係につきましては基本懇報告書にありますような考え方に沿つて今回の新法というものを一応考え

ているということをごままして、国の戦争責任に基づくものではないということをごままして、つづいていきたいと思います。

一方、国家補償という言葉そのものについて、先ほど総理と高松先生との御議論の中にもございまして、いわゆる講義上の言葉に過ぎない、多義的な言葉でございますので、非常に限られた字数の中で意味、内容というものを明確にすることを求められております。また、国家補償という言葉が国のどのような責任に基づく補償を意味するのかわかりません。これは非常に困難ではないかというのを法制上の考え方でございます。

そういう意味から、再々申し上げておりますように、今回私どもが提案をしております政府案におきましては、国家補償という言葉を感じ込むことは適当ではないんじゃないか、またこの新法の内容というものが、いずれにいたしましても原子爆弾の被害によって被害を受けた方に対するいろいろな意味での給付、医療、福祉、保健、そういったもの全体に対する給付というものを内容としていこうということから考えても適当ではないことではないかということを感じております。

○高松榮松君 言葉の解釈とか法律論をやっているところでも私では手に負えませんので、これはこれくらいにいたしますが、前に申し上げましたけれども、広い意味で国家補償とおっしゃっているのが狭い意味ではそれがなくなるといことはないのであって、広い意味でと云った全体にわたっているというふうな解釈でございまして、その中に個々のものは違ふんではないかという点で、得ないんです。だから、そこは言語としては広い意味でこれにのっとったものだと言っておいて、狭くなったらさうでないというわけにいかないわけですよ。

ですから、そういう点では余りあいまいに、法律の専門家でないから相手が余り答えられないと思つて言われたんでは困ります。私は、法律とい

えども常識論の世界で一応対応できると思っているものですから、それで社会通念として考えられると言っているんです。政府は、国家補償ということをもう使わないということでも突っ張っているんじゃないかと、突っ張りイジムではないのかと思つておられるわけで、しかしその頑固さを国際場裏でもひとつやってみていただければいいんだが、よくわけのわからぬことでは困るのであります。

このくらいにしないと時間もあれですから、その次に参りましょう。

特別葬祭給付金というのもこれもたびたび出ております。私だけではございせんが、いろいろな先生方の御質疑の中でも、政府は、これは生存被害者対策であつて弔慰金ではないと、こう答えておられます。被害者の方は、金ではなくて国の弔意の表明が欲しいと、こういうことを言つております。

これは先ほど申し上げましたように、政府側は弔意ではないと、弔意表明を拒むことを頑張つていられるように見えてしまふんですね。弔意を表明した方がいいのではないかと私はむしろ思ふんですけれども、大臣に改めてこれを伺いたいと思ふんです。弔意表明を拒むことを頑張つていられるように見ると、大臣も頑張つていますかといふも聞いていられるわけで、いかがでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) ただいまの先生の御質問につきまして、先ほど総理の方からも御答弁があつたところでございますが、要するに、現行二法では救済されない四十四年四月一日以前に亡くなられた、そしてさかのぼつて昭和二十年八月六日あるいは九日に亡くなられた方まで対象にした、そういう亡くなられた方に対する関心はもちろんでございまして、

と同時に、再三これも申し上げておるんですが、一般戦災者との整合性も考えなくちゃならぬ、こういった意味合いから弔慰金という性質のものではない、これは基本態でもそういう解釈をとられた、これにのっとつたつもりであります。

○高松榮松君 これは何處も質疑応答が繰り返されておりますから、私はやっぱり弔意をあらわすべきものと思つたいと思つたけれども、次に参りましょう。

調査研究の件で、国は、放射能に起因する身体的影響及び疾病の治療に係る調査研究をするという努力義務を規定しているわけでありまして、この身体的影響及び疾病の治療の両者に研究対象、研究の目的を限定した理由はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(谷修一君) 被害者の問題あるいはお願ひをしております法案につきましては、原爆放射能に起因する健康被害、その結果として起きる健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であるということにかんがみて各種の対策を実施してきたわけでございます。そういう意味から、特に今回、放射能に起因する健康被害に関する調査研究について、国として推進の努力規定を設けるということにいたしました。

○高松榮松君 私は先日申し上げておりますが、遺伝的影響の方に大きなウェイトをかけて考へていられるわけでございますが、これもまた新聞でございましてけれども、この間は、放射能漏れの影響というものを疫学的に調査しようとするときには事前の疫学調査がベースになると。つまり、何にもないときにどうであつたかというのを見ておいて、それとの比較になつていく。この疫学調査というのはそう簡単にできるものではないといふ意味で申し上げたんですが、そういうことでふだんの調査をしておかなければならないということでもあります。そういうことが新聞にもわざわざ、事前の疫学調査を蓄積する必要があるといふことを論説のようにそこ指摘してあります。

私もそう思つておりましたので、一応私が思つていられるというだけではどうかと思つたので、人の話を引用させていただいたわけでございます。したがって、遺伝的影響の調査というものも研究を進めていかなければいけない。つまり、ふだんはないかもしれない、出ないかもしれない、

い、そして出ていないやうだといふ話があるわけですね。確かに、一万分の一の確率で遺伝子が障害をされていられるのがあつたさうです。これは二代目になつたら半分になるか、三代目になつたら四分の一になるかといふのではない、このまゝいくんです。だから、一万分の一は何ば伝わつていっても一万分の一の確率としていくわけですね。それがどこまでも一つ別な一万分の一と一緒になつたときに一万分の一になる、遺伝というものはこういうことではありますから、そういう意味では二世になつたからないんだというわけにはいかないと思ふんです。だから、三世になつたときどうなるんだらうか。三世のことは厚生省の意見と賛成してくれてないですね、二世で終わっているんです。それで、遺伝的影響調査というのは本来ずっと続けてほしいわけですね。

だから、広島なんか長くやつて出て出て出ておられますけれども、しかし胎内影響みたいな小頭症なんかもはつきり出てくるわけですね。だから、そういうことは明らかに見えるものと、遺伝的影響のようには遺伝異常が蓄積されていくんだと、これは確率的にはかなり何代か見ていかないとけないといふことなんですね。

それから、実験研究の結果はそれがなくなることはないと言つていられるわけですが、遺伝子を伝えなければならぬ。大臣は聞いておられたと思ふんですが、女性の場合はまた話が違ふといふ話をいたしました。そういうことがあるわけでございます。

だから、私は思ふんですけれども、被害者の子孫は他人が見てわからないようなプライバシーみたいなものがやっぱりあるだらうかと、私にはちよつとわからないんで、単純に医学的に言つても、本人たちは三世であると言いたくないとすれば大変難しいことになります。しかし、二世、三世、四世の方で少しでも不安があつて診てもらいたいという人があつたときには、それを受け入

れてやるのが法的には必要なのではないだろうか。もちろんプライバシーを守っていくという人権考慮が必要であります。私の聞いている範囲では、被爆者の子供、孫等にやはり不安を抱えている人が多いというふうにも聞いております。

したがって、二世に対する健康診断の予算措置はとられておりますがこれははつきりしているわけですが、これを充実して、三世に対しても四世に対してもやっぱり継続されてこれを延長していく必要がある、こういうふうに思っています。そういうことで、どうお考えか、ちょっと承りたいと思います。

○政府委員(谷修一君) 子孫への影響ということに関して、先ほど来あるいは前回の委員会の際から高桑先生にいろいろ教えをいただいているわけでございますけれども、先生も御承知のように、現在の放射線影響研究所、またその前身のABCの時代から、いわゆる遺伝学的な影響調査というのはいくぶん大規模に実施をされてきております。

(委員長退席、理事野澤君着席)

いわゆる生殖細胞の突然変異というものがもしあらわれるとすれば、流産だとかそういう妊娠の異常とか奇形の増加から出てくるのではないかと、いうようなことから、昭和二十三年から二十九年にかけて、一万五千人の被爆者で妊娠された方と五万五千人の対照者を調査しております。両者間に差は認められていなかったわけでございます。

それからまた、性染色体に影響があるという場合には出生時の性比に変動が出てくるのではないかと、いうようなことから、これにつきまして昭和二十三年から三十七年にかけて約四万七千人の子供を対象にして調査をいたしておりますが、性比の変動は認められてきておりません。

また、遺伝的な影響を形体的にとらえるということの指標といたしまして、身長、体重などのいわゆる成長と発達ということにつきまして、昭和四十年以来約二十万人にわたる調査をやってきました。

ております。特にそういったことについての異常はまだ認められておりません。

その他、死亡率ですとかあるいは染色体異常といったようなことについても引き続き研究を続けておりますし、また一九八五年以降はDNAについての研究を継続しております。これはまだ継続中でございます。

いずれにいたしましても、そういったような遺伝的な影響ということにつきましては、先ほど私が申し上げました、また先生もお触れになりましたこの四十条の規定の中で当然やっていくものだというふうに理解をいたしております。

ただ、具体的な健康診断ということについてもお尋ねがございましたが、一応私どもは現在、被爆二世の方に関しましては希望者に対して予算措置で健康診断を実施しておりますし、これにつきましては今後とも事業を継続していくことにいたしておりますけれども、遺伝的な影響ということについてこれからの研究にはやっておりますけれども、断をやっていくというところは考えておりません。研究ということで幅広くいろんな調査は引き続き継続をしていくことでございまして。

○高桑栄松君 今申し上げましたが、私の読んだ本の中にも書いてあるんですね。差がないからないのではない、差が出るようなコンベンションではないから出てこないだけの話だと。有意の差がないから遺伝的影響はないんですというわけにはいかない、これはもうしっかり覚えておいていただきたいと思っております。

それと、さっき申し上げましたが、二世に対する予算措置はしてあるが、二世の遺伝欠損、遺伝障害というのは三世にも薄まっていくんじゃないかと、そのままだとだということでありまして、やっぱり何らかの予算措置をとって対応していただければいい、私は医学の立場でそういうふうに考えます。

それでは、私の一番最後の方で、高齢化対策と予算の問題という予算措置というのか、ちょっとお話を聞きたいんです。

まず、高齢化に着目した総合的援護対策というふうに銘打ってあるわけですが、何でも高齢化に着目したというのは各省大抵あるんじゃないかと思うんですけども、特に厚生省は高齢化に着目したのがほとんど全部であって、全部と言っちゃ失礼でございますが、非常にウエートが高まってきた。

今度、被爆者の場合の高齢化に着目した新規施策というのはどんなものをお考えでしょうか、大臣。

○国務大臣(井出正一君) 確かに、高齢化社会の到来云々で厚生省はその対策に今大変迫られているところでございますが、特に被爆者対策につきましましては、もう生存被爆者の皆さんの平均年齢が六十五歳ぐらいに達していらっしゃるという意味では大変な高齢に達していらっしゃるわけでありまして。

したがって、それに力を入れていかなくちゃならぬ、充実をさせなくちゃならぬというわけでございまして、具体的には、従来、手当という金銭給付にとどまっていた福祉施策につきまして、相談事業や居宅生活支援事業など具体的なサービスをj提供することとしたし、あわせてこうした事業に対する国の補助規定を設けることとしております。また来年度からは、例えば相談事業を全都道府県で実施する等の事業の改善を検討しております。今後とも福祉事業の一層の推進を図っていかなくてはならぬ、こう考えておるところでございます。

○高桑栄松君 今のは高齢化に着目した施策ですが、高齢化に着目した部分でございまして、今大臣おっしゃったのは。

○政府委員(谷修一君) 現在、いわゆる予算措置としてやっております福祉事業というのは、今大臣も申し上げましたように相談事業、それから身体上あるいは精神上の障害がある被爆者に対する居宅生活支援事業、つまりデイサービスですとか

デイケアといったような事業、あるいはホームヘルプというような事業、ショートステイそれから原爆養護ホーム等に入所させる事業ということでございます。

いずれにいたしましても、こういったような事業は被爆者の方々の高齢化に伴って需要は増してきているわけでございます。そういう意味で、相談事業を全国に拡大する、またホームヘルプ、デイサービス、ショートステイというような事業を従来から予算の増額を図ってきています。また来年度は、これはまだ予算の上での話でございますが、デイサービス事業に対して痴呆性老人の加算というふうなものを考えたかどうかというように、ことを考えておまして、今先生おっしゃった意味での高齢化だけではございませぬけれども、被爆者の方々が高齢化をしているという事実には着目をしていかなきゃいけないと思っております。

○高桑栄松君 これは、日本全体の高齢化が進んでいますから、日本全体の福祉対策は高齢化に着目をしたと、さっき申し上げたのはそういうことですね。わかりました。

その次に、あと一、二伺いたいんですが、健康管理手当の認定期間が三年ないし五年というふうになっているわけですが、この認定を更新するときの手続というのが、多くの疾病は慢性的であって症状に余り変化がないのではないかと、それなのに三年とか五年でまた手続をするというのは、それこそ高齢の方には大変手続が面倒だから、これを撤廃するなりさらに延長するなりのお考えはないでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(谷修一君) 御承知のように健康管理手当というのは、造血機能障害などの一定の障害を伴う疾病にかかっているという状態にあることを支給要件にしているわけでございまして。したがって、こういったような状態が引き続き継続をしているかどうかということを確認するために一定の認定期間というものを定めているわけでございます。

ただ、この認定に係る手続につきましてできるだけ簡素化を図っていかねばならないということと、今お触れになりましたように、平成三年度には、従来一年間でありましたものを三年に、また三年間でありましたものにつきましては五年というように形で疾病の種類に応じて延長をいたしまして、その限りにおいてかなり大幅な簡素化を図ってきたということでございます。今直ちにこれについて認定期間を廃止するということは、私どもとしては、この手当というものの性格上難しいということとをぜひ御理解いただきたいと思います。

○高桑栄松君 先ほどの所得制限とちよつと似通っているんですが、医療特別手当の一部及び特別手当は収入として認定をされて、生活保護に關しては事実上の支給制限となっている。

〔理事野野澤君退席、委員長着席〕
しかし、これは被爆に起因したということでありまして、そういう特別な疾病、負傷に対する出費でありますから収入認定を適用するというのはおかしいではないかということとあります。いかがでしょうか。

○政府委員佐野利昭君 これは先生もよく御承知いただいているところでございますけれども、生活保護といふのは、基本的には生活をしていくために最低限度賄われなければならない費用を補てんする制度でございます。したがって、生活費として充当されるような性格のものが入っておりますと、それは当然収入認定されなければならないということになるかと思うわけですね。

原子爆弾の被爆者につきましても、原子爆弾の被爆者として特別の費用が必要な部分、それにつきましてはこれは収入認定の対象外といたしているわけでございます。例えば今お話がありましたように、医療特別手当の中の医療手当の部分、あるいは介護手当ならば介護手当の部分でありますとか、あるいは保健手当、小頭症手当というように各種特別な費用として必要な部分につきま

ては、これは収入認定の対象外にいたしております。

また、原子爆弾の被爆者として特に配慮しなければならぬような生活上の加算、例えば栄養補給をしないかやいかめとかいうような形の部分につきましては、これは放射線障害者加算というように形で生活保護の認定基準の上でほかの生活保護の方よりも高い基準に上乗せをしております。

そういうような形でやっておりますけれども、普通の生活水準を維持するために必要な部分の生活費的な部分につきましてはどうしても収入認定をせざるを得ない、こういうことになっております。

○高桑栄松君 それでは、一番終わりに大臣にちよつと伺っておきたいと思うんですが、原爆小頭症の患者というのは社会的にも日常生活面でも自立が困難であることは、これは明らかでございます。患者もそして介護をする親も高齢化が進んできております。こういうことを考えますと、将来の養護を含めて終身保障制度というふうなことを新たに確立すべきではないだろうかというふうなふうに思いますが、もう対象も限定されておりますからやれるんじゃないかなと思うんです。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（井出正一君） 原爆小頭症の方々が背負われている苦しみは察して余りあるものがございます。また、本当にお気の毒だと考えております。それらの小頭症の方々に對しましては、医療特別手当にあわせて原子爆弾小頭症手当を支給することにより、生活上の経済的負担の軽減を図っているところでございます。さらに、障害の程度に應じまして介護手当の支給や障害福祉年金の支給を行っております。

それぞれ具体的に、その数の多い皆さんじゃないものですから、どの程度そういうのが支給されているかちよつと省の方で調べてもらつたんですが、一番少ない方で受領月額十四万五千円、多い方で十九万六千五百円ですか、あるいは十八

万円台の方もいらっしゃいますが、合計しますと今それぐらいの支給がなされておるわけでございまして。こういったものもそれに應じてまた今後とも増額していく必要も出てくると思ひますし、あわせて保健、医療あるいは福祉にわたる総合的な援護対策を推進していかなくちゃならぬ、こんなふうに考えておるところであります。

○高桑栄松君 ありがとうございます。

○萩野清基君 外務省の方、御苦労までござい

ます。私、昨日は参考人の方々の意見を聞いたわけなんです。その前の質疑のときにちよつとあいな点を残しましたので、そこはやはりきちんとしておきたいと思ひますので、お伺いしておきます。時間も限られておりますから、前回のとき中

途半端なやりとりで終わってしまいましたので、ひとつはつきりしておきたいと思ひます。

私があのときに申し上げたことは、今回の被爆者援護法に關して、日本が世界に對してどういう態度をとっていくかというところのアン

クルから質問したわけです。

きょうはまた十二月八日、お釈迦様にとれば成道会といつて悟りの道を開かれた日で、宵の明星を見て悟りを開かれた。だけれども、ある意味からするとこれは大変なことで、日本があの泥沼の戦争に突入した十二月八日、パールハーバー

サプライズアタックネバリーフォーゲットパールハーバーというような言葉が残っている。また、そういう日にこの委員会がこれ決められるというのは、何かここに因縁があるような感じがいたします。

いずれにしても、今までの悲願であつたわけですから、この被爆者に対するよりよい法律が制定されて平和への第一歩になればと、私はそう願っておりますので、この前は十分厳しくやりました

が、きょうはソフトにしたいと思ひます。それで、少し前回の問題を整理して質問してみたいと思ひます。私が、前回申し上げたかったのは、世界的な核軍縮、核は今現にあるわけですか

ら、それを何としても軍縮するためにイニシアチブをとらなければならぬ、それに対して政府はどのようにしておるかということが一点でございます。

それから、究極的な核廃絶ということ、政府でも使っておりますけれども、究極的な核廃絶というのとはそれまでのプロセスという問題、もう絶対に核を持たないという、究極的と言えはそれまで

はあつても仕方がないという解釈になります。

それで、「ジャパン・ジ・アム・ビギニアス・アン・ド・マイセルフ」と言われたと思ひますが、けさ方、私は衛星放送で聞いておりましたが、大江健三郎さんの話の中で、この「あいまいな日本の私」と。日本はそれが美德である面もあると思ひ

ます。余りイエス、ノーをはつきりしないところ。どうもどうもなんという、これは英語に直せば一体どう直したらいいかといつも私は思つて

いるんですが、だけれども、国際社会の中で平和を築いていくのには、やはりはつきりするところははつきりしていかなければならない。きょうはそ

ういう平和への新たな一歩になればと願つております。

そういう意味で、核廃絶に向けての具体的な施策はどのようなものが今考えられるのか、私も一生懸命考えておりますが、この前も一生懸命そういうことをやっておられるように外務省の方でもおっしゃいましたので、まず整理してこの二つの

点を簡単に御答弁をお願いいたします。

○政府委員（杉内直敏君） 我が国は唯一の被爆国として、核の惨禍が二度と繰り返されることであつてはならないと心から願つておりました。非核三原則を堅持するとともに、核軍縮、核不拡散の推進に努力し、核兵器の究極的な廃絶に向けて着実な核軍縮を進めていくことが本当に必要なことであるというふうに考えております。

このような観点から、我が国といたしましては、ただいまニューヨークで開催中の国連総会第一委員会に、核兵器の究極的な廃絶に向けた核軍縮

決議というものを日本が単独で提案したわけでございますけれども、圧倒的な多数で採択されるに至りました。

また、すべての核兵器保有国に対し一層の核軍縮努力を行うよう促していくとともに、全面核実験禁止条約交渉、これが当面非常に重要なことだと考えておりますので、この早期妥結に向けて貢献を、また旧ソ連の核兵器廃棄支援というようなものもございしますけれども、こういった支援等を通じて着実に核軍縮を進めていくために積極的な努力を展開していく所存でございます。

先ほど先生、究極的廃絶ということであると、それは核兵器があってもいいというようなニュアンスになってしまうということをおっしゃったわけでございますが、私どもとしては、ただいま申し上げましたように、確かに現下の情勢のもとではこれは一歩一歩進めていかなければならないわけではございませんけれども、あくまでもこれはあつてはならないものということで、そちらの方向で今後とも努力していきたいと考えております。

○萩野浩基君 ネバーユーズアトミックボムとやっぱりはつきりしないといけないと思いますので、これは釈迦に説法ですけども、外務省の方には。

大体私が質問を始めたのは、朝日新聞が国際司法裁判を取り上げておったのが、あまいな態度の国として日本が挙がったところがあるが、この前の質問の入り口だったわけでございますから、今後におきましては、くれぐれもこのファジーな態度、アムビギュアスなヒーローはとらないようにぜひともお願いしておきたいと思っております。

それで、もう一つ伺いたしますが、今おっしゃいましたように、いろいろとこれまで日本も努力されてきていると思うんですが、核不使用決議、核を絶対に使っちゃいけないというような決議が何回もされておりますが、そんなに古くはあれですから、大体一九六〇年代で何回ぐらい決議されておるんですか。

○政府委員(杉内直敏君) お答えいたします。

核不使用に関する決議というものは、これはその都度内容に若干の異同はあるわけでございますけれども、大まかに言いますと、一九六一年に最初に出されて以来これまで二十回決議が採択されてきておると思っております。ただ、一番最後の方につきましては、まだ今の国連総会の第一委員会ですれが採択されたという段階でございます。これも入れました二十回でございます。

○萩野浩基君 私の方に資料をいただいたのにもそのようになっていますが、私はこの中で大変残念なことは、安保条約が批准されたのは、私安保のときはよく覚えておりますが、大学一年生でしたので、その次の年に、核は使用しては相ならぬというのを日本はそのとおりだということで賛成しているんですね。

調べてみますと、賛成はあと見当たらないんですが、そうでございますでしょうか。

○政府委員(杉内直敏君) 御指摘のとおりでございます。一、九六一年に賛成いたしましたのが、それ以降の決議につきましては、反対というものもありましたけれども、おおむね賛成してまいっております。

○萩野浩基君 同僚の委員の皆さん方も考えていたと思いますが、今、原子爆弾の悲惨さというものを我々は総括しよう、この戦後五十年の中で、大変これは世界に対して我々恥ずかしい気がするわけなんです、核は使っちゃいけないに賛成したの一回であつて、いや使用していいという反対の決議が二回あるんですね。これは一九八〇年と八一年のこの二回なんです。これは無関心、放棄というのが二十回。これが一九八四年にもそうあります、この後も。これは、私は決して外務省を責めるというんではない、我々みんなが姿勢を正さなきゃいけないと思ひますので申し上げるわけでございます。

日本が今までそういうふうであつたというのは、この戦後五十年を契機に、もちろん原爆で亡くなった方、それ以外にいずれにしても戦争で亡

くなられた方、特にその戦争の中でも、私は前回も申し上げましたが、戦争を始めた人、支援した者、戦った者、そういう者よりもっとそうではない、その状況の中で最も弱い人にツケがいくというものが戦争の歴史が我々に教えるものだろう、私はそのように思っております。特に核の問題は大変、普通の兵器ではないということをごさる皆さんの議論の中でも十分立証されてきたと思ひますので、今後におきましては外務省においてもどのような態度をとるかというのを、やっぱりきちんとして、これは自分たちは官僚であるからというんではなくて、日本の国のすべてが抱く私は理念であり考え方であろう、そのように考えております。

もう答弁いいです。大臣に一言、急で申しわけありませんが、せっかくこの法案の成立というのを機会に、我々はお互いにやはり誓ひ合う、血で血を洗う戦争というのは二度と起こさないと、そういう第一歩にすべきだと考えておりますので、その点お願いいたします。もし外務の方から何か補足することがあったら、その後で。

○政府委員(杉内直敏君) 先生が今御指摘になりましたように、最初の決議には日本として賛成したわけでございますが、これは核の惨禍が繰り返されてはならないと、そういう道義的な姿勢として賛成したわけでございます。それで以降の決議については賛成したわけは、これはそれぞの決議の内容がまた少しずつ違つていくわけでございますけれども、やはり個々の核兵器を廃絶していくということはもちろん極めて重要なことで努力していく必要があるということをお先ほど申し上げたわけでございますけれども、与えられた現実の国際情勢の中で少しでも前進する方向でやっていくというところがやはり本場に必要なことではないかというふうに考えております。

これらの決議につきましては、例えば核不使用のための条約化会議を直ちに招集してこれを署名というところまで持っていくというふうな、この実現可能性というふうな点につきまして、これは

実際問題として直ちに進めていくことについては問題があり得るのではないかとというようなこととを申し上げたいと思ひます。

○萩野浩基君 いや、そうすると私、またもう一遍振り出しに返つてやらなきゃならなくなつてくるんですがね。それそれ状況はあると思うんですが、日本はアメリカとの安保条約は結んでおりますし、私そういうのもわかつております。それぞれ状況の関数として外交というのは行われていきますね。

だけれども、私は基本姿勢として聞いているんであつて、その辺を十分踏まえておいていただきたいということで、大臣お願いします。

○国務大臣(井出正一君) きょう十二月八日、私はまだ小さくてその日のことは記憶にありませんが、先ほど先生お述べになられたように、この日にこの被爆者援護法が、しかも委員会の最終日というんでしょ、で御審議が進められていくということに私も感慨を覚えるものであります。

悲惨な原爆が投下されて、もう二度と再びという思い、また戦争がいかにひどいものかということを国民すべてが考えたはずですし、特にその中で核兵器というもののむごさ、ひどさ、これはもう世界のだれよりもわかつている日本であると思ひます。

その日本が、今先生御指摘あるいは外務省の方からも答弁ありました、この核兵器の不使用につきましてもきつとした態度もなかなかとれないで今日まで来たというの、あの敗戦の後、すぐに東西の冷戦構造に巻き込まれちゃったということもあるかもしれません。しかし、その東西の対立の結果大変な軍拡あるいは核開発が進みながら、それをもてあますといひましようか、もうお互いにこれくらい愚かなものはないということにやと人類は気がついて軍縮も始まったところでございますから、時間は確かにちよつとかかり過ぎちゃいました、まさにこの五十年というのを契機にその方向に向かって日本ももう一度決意を

新たにしていかなくちやなりませんし、また世界に向かつてそういう声を発信していく必要があると、こんなふうに考えております。

○萩野浩基君 大変ありがとうございます。さすがは厚生大臣で、もうこれはイデオロギーの問題ではなくて人間存在の基本的問題として、核は使ってはならないというスタートにしていけばと、私はそのように思っております。

○勝木健司君 それでは、先ほど総理にも質問しましたが、その続きを質問させていただきたいと思っております。

原爆特別措置法による葬祭料と本法案の特別葬祭料金の関係について、先ほど高桑先生からもありましたけれども、お伺いをしたいと思っております。

これまで原爆特別措置法では、昭和四十四年四月一日以降に死亡した被爆者の遺族で葬祭料を行う者に対して葬祭料が支給されておったわけでありましたが、ここでは遺族が被爆しているかどうかは問題とされておらなかったわけでありました。しかし、今回の政府提案の本法案においては、葬祭料を創設する前の昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した被爆者の遺族に対し特別葬祭料金というものが支給されることになるわけでありましたが、問題はこの特別葬祭料金が支給される遺族はみずからも被爆者である者に対してのみ支給する、そういう点であります。

この特別葬祭料金の支給が、葬祭料でも区別をしていなかった遺族が被爆者であるか否かといった点によってなぜ区別をされるのかということ、区別をせずに支給するのが当然じゃないのかということですが、これについての見解を求めたいと思っております。

○国務大臣(井出正一君) この点につきましては再三御質問をいただいて、その答弁もまたある意味じゃ繰り返しているわけですが、現行の葬祭料は、被爆者が亡くなった場合にその葬祭料を行う方に対して葬祭料を支給することにより、

生存されている被爆者が日ごろ有している死に対する不安感などの特別の精神的な不安を和らげようとするものでございます。今回の特別葬祭料金は、死没者の方々の苦難とともに経験した御遺族であって、御自身も被爆者としていわば二重の特別の犠牲を払ってきた方に対し、生存被爆者対策の一環として国による特別の関心を表明し、生存被爆者の精神的苦悩を和らげようとするものでございます。

したがって、両者は生存被爆者対策という点で共通のものであり、こうした観点から、特別葬祭料金の支給対象者を被爆者健康手帳を所持している生存被爆者としたものであります。

したがって、この対象にならない方々もいらっしゃるわけですが、この方々に対しては、原爆死没者慰霊施設の設置など平和を祈念するための事業を実施することによって、国としてのとうとうと犠牲を銘記し追悼の意を表してまいりたいと考えているわけでございます。

○勝木健司君 さらにこの特別葬祭料金についてお尋ねをいたしますが、この給付対象である遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とするとされておるわけでありましたが、こうした被爆者である二親等以内の遺族全員に対して支給するというのはいくつという理由なのか。親族の数の多い少ないによって受け取る総額が異なるというのは、これまでの原爆特別措置法による葬祭料と比較いたしましたら明らかにならぬ不公平ではないかということ、私どもは死亡した者一人につきといった明確な支給対象とした方が公平であるというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

○国務大臣(井出正一君) 現行の葬祭料は、被爆者が亡くなった場合その葬祭料を行う方に対して葬祭料を支給することによって、生存されている被爆者が日ごろ有している死に対する不安感などの特別の精神的な不安を和らげようとするものであることは先ほど申し上げたとおりであります。今回の特別葬祭料金は、亡くなった被爆者と苦難

をともにした御遺族であって、御自身も被爆者としていわば二重の犠牲を払ってきた方々に対して給付を行うことによって、生存被爆者の精神的苦悩を和らげようとするものであります。

したがって、生存被爆者対策という制度の枠組みで見れば葬祭料と特別葬祭料金の対象者の間には公平が確保されているものでございまして、支給対象となる遺族の数のみに着目して不均衡が生じているとの御指摘は当たらないものと考えております。

野党の方で出されている対案において提案されている特別給付金につきましては、死没者に着目して支給するという点でやはり一般戦災者との間に不均衡を生ずるという観点からは基本的な問題が含まれているんじゃないかな、こんなふうに思っております。

○勝木健司君 私どもは、特別葬祭料金の支給というものが定義づけられている位置づけがどうも明確じゃないかというふうに思いますが、かつまた、著しく政府案の方が均衡を欠いたものであるというふうに考えるわけでありまして、政府案では今までなかったような新たな差別とか不公平が生じはしないか、また被爆者によって亡くなられた方々のみたまの尊厳を傷つけるという結果にもなりはしないかということで、そういった意味では被爆者援護法の精神と反するものになりはしないかというふうに思います。

このように、現行制度と比較して位置づけが不明確であり、整合性がなく、かつ著しく均衡を欠いておるということで、被爆者にとっては不公平感の強い法案というのを政府案として提案されていることについての見解を再度お伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(井出正一君) 不公平だという御指摘でございますが、再三申し上げておりますように、私どもは、生存被爆者対策の一環として国による特別の関心を表明し、生存被爆者の皆さんの精神的な苦悩を和らげようとする観点から提案しているわけでございますが、不公平な扱いとは考

えておらないわけでございます。なお、広島、長崎におきまして人類史上初めての核の惨禍の犠牲となられた方々に思いをいたすべきことは当然であります。そこで、原爆死没者の方々全体に対しては、国としてそのとうと犠牲を銘記し追悼の意をあらわす観点から、原爆死没者慰霊施設の設置など平和を祈念するための事業を実施してまいりたいと考えておりまして、今回の新法においてこの平和を祈念するための事業を法律上明記しているところでございます。

○勝木健司君 今、死没者に対するお答えがありましたけれども、原爆被害が他の戦争災害とは異なる原爆放射能による健康障害であること、あるいは被害者が高齢化しておられるということにかんがみて、私どもは被害者全員に被爆者年金等を支給すべきではないかと思っております。またこの特別葬祭料金とあわせて遺族に対する遺族年金等も支給すべきだというふうに思いますが、今後こういった点についても当然検討して、政府案についても検討していただきたいというふうに思います。

私どもの参議院におきましても過去一度可決をいたしました被爆者援護法の中には、被爆者年金制度が盛り込まれておったわけでありまして、そうした中であってこの年金制度の必要性を一体どう考えられておるか、また政府提案の法案の中に年金制度が盛り込まれていないのはなぜなのかというところを改めてお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(谷修一君) 原爆の被爆者対策というのは、他の戦争災害とは一線を画する特別の犠牲ということに着目をして、被爆者の方々の放射線による健康障害というところに着目をして各種の施策をやっているわけでございますが、その中で健康管理手当あるいは医療特別手当、また小頭症手当等の手当の支給を行うこととしたしているわけでございます。

これらの手当につきましては、基本的な考え方

としてそれぞれの手当の支給に該当するような健康状態ということに着目をして手当という形にしているわけでごさいます。そういう状況が継続するということをご前提にしたいわけの年金方式という形はとらなかつたわけでごさいます。

一方また、遺族年金ということにつきましても今お話がございましたけれども、基本的な考え方として放射線による健康障害、そういう状態にある被爆者の方に対して手当を支給するというところでございますから、そういう状態にないいわゆる遺族一般の方に対して年金を支給するあるいは手当を支給するということは、現在の制度の趣旨というところからいっても、また一般戦災による被害者との均衡という問題からいっても、基本的な問題があるというふうに私も認識をしております。

○勝木健司君 それでは、今話が出ました健康管理手当等ということですが、本援護法の成立に伴いまして現行の健康管理手当等に設けられておりました所得制限が撤廃されるということになるわけでありまして、これは私も歓迎をすべきものだというふうに思いますが、これによって現在所得制限から給付がなされておられない方は一体どのくらい解消されるのか、また所得制限の撤廃によって財政的にはどのくらいの影響を受けると試算をされておられるのか、お伺いをしたいというふうに思っています。

○政府委員(谷修一君) 所得制限の撤廃によって新たに手当を受給できると見込まれる人数でございますが、従来所得制限というのをごさいますので、毎年所得の状況というのをごさいます。その資料から平成六年六月現在ということで試算をいたしますと、新たに手当が受給できる人数は約二千七百人というふうに見込まれております。

また、その影響額でございますが、現在の法案につきましましては来年の七月実施ということでしたしておりますので、七月実施ということでごさいます。円程度というふうに見込んでおります。

○勝木健司君 次に伺いたいと思いがすが、この被爆者援護法の制定は単に被爆者の方々が生きていくために必要という、当然必要であります。それがそれだけではなく、やはり平和国家として我が国が本来の意味で戦争を放棄していく、核を使用しない、核使用に反対をしていく国家としての位置づけを明確にしていかなければいけないと考えるものであります。

被爆者援護法は、そういう意味では決して過去の問題ではないんだということ、将来に向かって建設的な内容であるべきであるわけでありまして、戦争に対する反省、そして平和に対する決意というのが当然必要になってくるだろうというふうに思っています。この点について厚生大臣はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) 被爆者対策を所管する厚生大臣といたしまして、再三申し上げておりますが、核兵器の使用は人道主義に反するものでありまして二度と繰り返されてはならないことと考えております。

核廃絶への願いは、被爆者のみならず世界で唯一の被爆国である我が国民の願いであり、今回の法案におきましても、核兵器の究極的廃絶と恒久的の平和を念願することを盛り込んであるのもそういうところからでございます。

○勝木健司君 先ほどもありました平和記念事業について伺いをいたしたいというふうに思いますが、この平和記念事業についてどういった趣旨で行っていくのかということ、そしてどういった実施方法を考えておられるのかということをお伺いしたいというふうに思っています。

私どもが懸念いたしますのは、来年末に建設予定でありました戦没者追悼平和祈念館のことです。この祈念館は、日本遺族会が政府に要望したのが契機となりまして懇談会において検討された、そして戦没者追悼の意を表して、戦争に関する歴史的事実を後世に客観的に伝える、そして国民の平和を希求する心を内外に伝えるものと

するということに伺っておるわけでありまして、聞くところによりますと、最近この諮問機関の委員から内容の見直しを求める要求が出されておるやに聞いておるわけでありまして、せっかくの事業が、その進め方のまずさからか、遺族の方々の心を逆に傷つけるようなことになっては問題ではないかというふうに思われるわけでありまして、この点も含めて、祈念館の進行状況についても伺いたいというふうに思っています。

○政府委員(谷修一君) 平和を祈念するための事業につきましては、原爆による死没者のとうとう犠牲を銘記し、かつ恒久的の平和を祈念するというところで、原爆の惨禍に関する国民の理解を深めていく、それから被爆体験を次の世代に伝えていく、それから原爆による死没者に対する追悼の意をあらわすといったような事業を行おうとするものでございまして。

具体的には、原爆死没者慰霊施設の設置を行うというところで、広島並びに長崎におきまして設置の検討を行ってございまして、この施設につきましましては、慰霊や平和祈念といった事業に加えまして、国内外の情報の収集を行うことによりまして、資料、情報の継承の拠点にする、あわせて国際協力あるいは交流等によりまして国際的な貢献を行う拠点にしていきたいと、このように考えております。

現在、具体的な内容については検討を行っておりますが、この検討の過程におきまして、地元広島市あるいは長崎市の方並びに被爆者団体の代表の方にも入っていただきまして、御意見を伺いながら現在検討をしているところでございまして、今後ともそういうような方針で具体化を図ってまいりたいと考えております。

○政府委員(佐野利昭君) 戦没者追悼平和祈念館の建設の状況でございますけれども、これにつきましては既に予算をお認めいただいております。工事の着工に必要な諸手続もすべて事務的には終了いたしております。また、こういった発注も既に実際は終わっております。いつでも着工

できる態勢にはなっております。ごさいます。しかしながら、この建物の建設に当たりまして、デザイン等がはつきり周辺に示された段階で、一部の地域の住民の方から当該地域の景観との調和の観点からいろいろな御意見が出てきております。これにつきましても、その前に町内会等の諸手続につきましましてはいろいろな条件などをいただいておりますけれども、一応の御了解を得たところでございまして、さらになお、建物の形態等につきましまして一部の方からかなり強い御意見が出ております。

景観との調和の適否につきましては、これはかなりの程度主観にかかわる問題でございまして、すべてについていわれる万人に御了解のいただけるような形で果たしてそれがセットできるかどうかということにつきましてはいろいろと問題はあるわけでごさいますけれども、皆様から期待された希望を持ってつくっていただけるようなものにならなければならないという観点からいいますと、余りそういうことでトラブルを生じて着工するということにはいろいろと問題があるかと思っております。

現在のところは、その計画につきましまして周辺の方々等に十分御理解をいただけるように説得に努めているところでございまして、今この段階におきましては必ずしも十分な成果を上げていない状況で、まだ着工に至っておりません。

そのような過程の中でいろいろの御意見がまた各方面から提起をされておまして、その建物が建つ前の段階から中における企画、展示の内容等につきましてもやはりいろいろな御意見が今出ているところでございまして、これらにつきましまして、これから運営に当たりまして十分厳正中立な立場から御議論いただくという仕組みをつくってまいりたいと考えております。

そういうたまたま着工がおくれているという現実を踏まえ、なおかつ、これからのあり方につきましてもいろいろの御議論がまた再度生じているという実態も踏まえまして、私どももいたしまして

ては、さらに遺族の皆様方の御希望に沿う形を踏まえつつも、今後の取り組み方について再度慎重にまた検討させていただきたい、こう考えております。

○勝木健司君 最後に厚生大臣に、この平和祈念事業については当然被爆者の方々の意見も十分配慮しながら進めていただきたいというふうに思っております。

今後の具体化についてでありますけれども、現在広島と長崎ということで存在しておるわけでありまして、こうした従来よりある事業との関係はどうか考えておられるのかということ、また事業にかかわる財源についてもどう考えておられるのかということをお尋ねをして、質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(井出正一君) 原爆死没者慰霊施設につきましては、地元の広島市、長崎市や被爆者団体の御意見をお伺いしながら、慰霊や平和祈念、国内外の情報の収集、あるいは国際協力、交流等による国際貢献といった事業を行うことを検討してきたところでございます。

御指摘のように広島、長崎には既に平和記念館など各種の施設もありますので、こうした施設と重複しないように、例えば国内外に散在する資料を総合的に把握できるような機能、あるいは死没者に関するさまざまな情報が検索できるような機能、また国際協力のコーディネートとしての機能、国でなければできないような機能を持たせる方向で検討をしてみたいと思っております。予算につきましても、平成三年度よりこの基本構想の検討を行うための予算を計上しており、平成六年度におきましては管理運営計画の検討費というものを計上して今検討しておりますのであります。

○勝木健司君 終わります。

○林紀子君 私は、後半は放射線の影響と原爆症認定の問題についてお伺いしたいと思っております。

初めに、大臣にお伺いしたいのですが、ちょっと説明が長くなりますけれどもお聞きいただきたいと思っております。

放射線被爆者医療国際協力推進協議会の編集による「原爆放射線の人体影響一九九二」という本がここにございます。これは、現在の放射線医学では最新そして最高レベルの論文が集大成されているものと言われているわけですが、この中でこう述べられております。「原爆放射線の人体への後障害のなかで最も重要なものの一つは悪性腫瘍の発生である。」そして「白血病は一九五〇年頃より、甲状腺癌は一九五五年頃、乳癌、肺癌は一九六五年頃より、胃癌・結腸癌・骨髄腫は一九七五年頃より有意な増加が認められております。被爆者集団の年齢増加とともに各種腫瘍における発生頻度増加の推移が明らかである。」放射線と悪性腫瘍、がんの関連についてこう総括しているわけですね。

一つだけ具体例を挙げますと、「乳癌は被爆十年後頃より増加をはじめ、二十年後には有意の増加がみられている。乳腺組織に被曝した線量ともよく相関している。また、被爆時年齢が十歳未満であった女性にも放射線関連乳癌が過剰に発生しており、被爆時年齢が若い人ほど乳癌リスクが高傾向にある。」、こういうふうな書かれているわけですが、私はこれを読みまして大変ショックを受けました。本当に息もできないほどだったわけですね。本法案の前文では、「生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をまたらした。」というふうな書いてありますけれども、本当にそのとおりだと思っております。

被爆者はがん発生の恐怖と同居しながら生活をしていかなければならない、このことを銘記して、大臣、被爆者を見詰めて施策を立てていく必要がどうしてもあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(谷修一君) 今、先生からがんの問題について特に中心にお触れになりました。被爆者の方々のがんに対する不安ということに關しましては、被爆者健康診断ということの中でがん検査を取り上げておまして、胃がん検査あるいは肺がん、子宮がん、今お触れになった乳がん、また平成四年度から大腸がんというようなものも健診の項目に加えております。またあわせて、放射線とがんとの関連ということにつきましても、その関連についての解明あるいはがんの治療に關する調査研究ということを進めていこうとております。

○林紀子君 大臣もこうした実務的なことというのはなかなか全部は把握なさっていらっしゃるということだと思います。それから御質問すること、局長の方が中心にお答えいただくとお思いますけれども、どうぞぜひお聞きいただきまして、こういう実態なんだということを御認識いただきたいということも初めにお願しておきたいと思っております。

現行医療法の八条、本法では十一條になるわけですが、けれども、原爆症認定は厚生大臣が審議会の意見を聞いて決定するというふうになっております。私が被爆者やお医者さん、ケースワーカーの皆さんから聞きますと、以前は二キロ以上の被爆者でも認定されていたと聞きます。ところが、最近では一・五キロ以内の人しか実態的には認定されなくなっている。一・五キロ以内に限る、入市被爆者は多発性骨髄腫と白血病に限る、こういう基準があるのでしょうか。

厚生省は以前と比べてましてだんだんこの認定を厳しくしている、こういう傾向があるんじゃないかという声が出ておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(谷修一君) いわゆる原爆症の認定というところでございますが、被爆者の方のうち、放射能に起因して負傷あるいは疾病にかかった方に對する措置というところで、今お触れになりましたように原子爆弾被爆者医療審議会というところで被爆者の方の被爆の状況、それから現在持っておられます疾病の状況というものを科学的な知見に照らして総合的に判断をしていくということをやっているわけでございます。

た、現在持っておられる病気の状況ということとの関連ということを見ていくわけでございますが、申請件数に對します具体的な認定件数ということで申しますと、昭和五十年からの資料でございますけれども、申請件数に對する認定件数というのは四〇%前後というところでは一定しております。特に最近何か厳しくなったというところはないんじゃないかというふうにおっしゃっております。

○林紀子君 そういふふうにおっしゃいますけれども、実質は一・五キロが基準になっていっているんじゃないかという資料というのか、リストがあるわけですね。

例えば、昭和七年生まれの男性で、この方は長崎で二キロ地点で被爆をなさいました。肝臓がん、これで申請をいたしました。起因する可能性を否定できる、こういうことで却下されました。また、昭和十年生まれの女性、広島で二・二キロの地点で被爆して、直腸がん、これも起因する可能性を否定できると却下されました。また、昭和七年生まれの男性、広島で一・七キロの地点で被爆をした。胃がんです。これも起因する可能性を否定できると却下されました。これは今異議申し立て中だということなんですけれども、これは全部がなんですね。がんでも却下される。私は初め、えっとびっくりしてしまっただけですけれども、入市被爆者などは多発性骨髄腫と白血病以外は認定されないということになっているそうです。

○政府委員(谷修一君) 先ほど申しましたように、いわゆる原爆症の認定は放射能に起因して負傷あるいは疾病にかかっているかどうかということの判断が求められるわけでございますが、がん

具体的に先ほど先生も資料でお触れになりましたけれども、放射線影響研究所の今までの研究成果の中でも、それぞれの疾病に応じて原爆放射線との関係で非常に強い関係を持つというものと、それから弱い関係がある、それから関係がないという幾つかの疾病に分類をされております。これは、がんの中でも悪性腫瘍と悪性腫瘍以外の腫瘍、それから免疫の異常あるいは染色体の異常等々幾つかの分類がされているわけでございまして、その強いということの中でも被曝線量に非常に明確に関係しているというようなことから、弱いという統計学的な有意差がどうかというようなところまで分類をされております。

もちろん、これらの研究成果というのは現時点での話でございますから、今後の長期的な研究によってこれらがさらに変わっていくということはあるにしても、そういったようなすべてのがんが放射能によって起きたかどうかということを一律に言ってしまうというのはなかなか難しいのではないかと、したがって、どうしてもその方のその当時おられた状況なり浴びた放射線というものの推定をし、それから今具体的にお挙げになりましたようながんの種類ですとか状況というものを専門家が判断をして認定せざるを得ないということをお理解いただきたいと思います。

○林紀子君　　そういうやり方では、やっぱり被爆者の方たちは納得できないと思うわけです。しかも、この認定申請というのは本人が立証責任を持っている。本当に大変な中で、いろいろな書類をそろえて、お医者さんにこの証明を書いてもらって、そして申請をする。そうすると、先ほどの例で読み上げましたけれども、起因する可能性を否定できるという一言で何の説明もなく却下をされてしまう。大変ひどい話だと思われけす。そして、審査にも時間がかかり過ぎるために、死んでからようやく認定された、こういう例もある

入市者に對しましては、先ほどの「原爆放射線」の人体影響^{（一）}、この本でもこう述べているわけだ。す。「とくに爆発直後のもうもうたるチリの中にいた者をはじめとして、後日死体や建築物の残骸処理などで入市して多量のチリを吸収した者は、国際放射線防護委員会が職業被曝者について勧告している最大許容負荷量以上の放射能を体内に蓄積した可能性がある。」。

そしてまた、放影研の理事長の重松逸造さんは、先日衆議院の広島の公聴会で公述に立たれましてお話しくださいましたけれども、「放射線の人体影響は、まだまだ不明な点が少なくない。」、こういうふうに述べていらっしゃるわけです。

今、局長も科学的にということを感じておっしゃいましたけれども、これは現時点での研究成果だということをおっしゃっているわけですね。現時点の研究成果といいますと、先ほどもこの本にも出ておりましたけれども、一九七五年ごろより胃がんや結腸がんや骨髄腫というのが多く見られるようになった、関連が明らかになってきた。じゃ、それ以前の方たちというのは、原爆の放射線の影響で、胃がんで、結腸がんで、骨髄腫で亡くなった、そういう方たちはそのときまでがだめだったわけでしょう。

そういうことを考えましたら、疑わしきは救う、そういう立場で行政は当たっていくのが当然ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(谷修一君) もちろん、今先生もお触れになりましたように、現時点でのいろいろな科学的なデータの積み重ねというものをもとにして判断せざるを得ないということでございます。

ただ、先ほど来お触れになっておりますすべて

のがん患者について被爆者であればそれは認定をされるということは、お気持ちにはわかるのでございしますが、やはり放射線との関係ということについて全く考えないでいいかどうかということでございます。

それから、先ほどもちょっと申しましたよう

○林紀子君 私の方も繰り返しになりますけれども、「放射線の人体影響は、まだまだ不明な点が少なくない」、こういうことを一番の専門家がおっしゃっているわけです。

ですから、私はここで大臣にお伺いしたいんですけれども、こういうことであれば、本当に全部の研究が明らかにいったときに初めて被爆者を救っていくということになったら、被爆者が全部亡くなってしまった後に、こういう研究成果でわ

かりましたと、こういうことが出たってもう間に合わないわけなんです。ですから、本当に厚生省は、被団協の方々がすべてのがん患者は認定すべきだ、してほしい、こういうことを言っているわけですけれども、この意見も考慮して温かく救済する、そういう立場をとるのが当然だと思いますけれども、大臣のそういう温かい立場というのをぜひ表明していただきたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) 原爆放射線と疾病との関連の判断には、ただいま局長が御答弁申し上げましたように、高度な専門的な知識を要するものがございますので、その認定は学識経験者による

原子爆弾被爆者医療審議会の先生方に御判断をいただいております。この審議会において、可能性のある皆さんには原爆症としての認定がなされておるわけでございまして、先生おっしゃるように被爆者の方でがんの方すべてを原爆

症に認定せいと、一律に認定することはこの制度の趣旨にやはり合致しかねるんじゃないかな、私はこう考えるものであります。

○林紀子君　今、厚生大臣お答えいただきましたけれども、きょうは被爆者の方たちもたくさん傍

聴していращいます。今の大臣の言葉は、被

そして、あと少々時間がありますから、最後に
お伺いしたいのですが、国家補償の精神に基づく
被爆者援護法の制定要求というのは、前回の委員
会で我が党の西山議員の方も指摘をいたしました
けれども、行政当局からいろいろな要望が出てお
ります。

厚生省も御承知のように、広島・長崎の両県知事、市長、議長などで構成する広島・長崎原爆被害者援護対策促進協議会、いわゆる八者協です。ね、陳情書が毎年提出されているわけですから、もとより七月の陳情書が私の手元にあります。

が、この第一には「被爆者年金制度等の創設」というのが書かれておりまして、その中の一に「被爆者年金の支給」、二に「弔意事業の充実」、これを要望しているわけです。この二の「弔意事業の充実」の方については、一部は本法案で取り入れられたわけですが、一番肝心の被爆者年金創設、このところをどうして取り入れなかったのか、そのことをお聞きしたいと思えます。

○國務大臣(井出正一君) 實は、年金にせいという御意見もこの委員会ではしばしば御質問の中でいただいたところでございますし、これも八者協からことしの七月ですか、陳情書もちようだいして

あることも私は承知しております。

しかし、その都度お答えしておりますように、原爆被爆者に対する諸手当につきましては、放射線による健康被害という状態にある被爆者の実態に即して支給しているところでございまして、こ

の手当を年金化することは、被爆者の健康障害の
状態を問わずに一定の給付を継続することとなっ
てしまったため年金化は行わなかったところであり
ます。

○林紀子君 授護ということを名づけた法律をつ

くるからには、やはり被爆者の皆さんの願いから

出発するのは当然だと思えます。今のお答えも被爆者の皆さんを絶対納得させられるものではないと思うわけです。本日に被爆者の願いを真剣に受けとめてほしいということを強くお願いいたします。私は質問を終わります。

○委員長(種田誠憲) 委員の異動について御報告いたします。

本日、前島英三郎君が委員を辞任され、その補欠として松谷蒼一郎君が選任されました。

○委員長(種田誠憲) 他に御発言もないようですから、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(種田誠憲) 御異議ないと認めます。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案の修正について林君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林君。

○林紀子君 私は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案に対し、日本共産党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明いたします。来々、広島・長崎被爆五十周年となりますが、国家補償に基づく被爆者援護法の制定は、被爆者はもとより、二度と原爆の悲劇を繰り返してはならないと誓う広範な国民の長年にわたる切実な要求です。このことは、被爆者援護法の自治体決議・意見書が二千四百六十五自治体に達し、援護法を求める署名の提出が一千万を突破したことでも明らかです。

原爆による被害は、通常兵器によるものとは違い、放射能、熱線、爆風などによって一瞬にして多くのとうとい命を奪い、生き残った人にも今なお深刻な被害を被爆者本人はもとより、その子や孫にまで及ぼしています。一九六三年の東京地裁

判決が認めているように、アメリカによる広島、長崎への原爆投下は、都市への無差別攻撃や不必要な苦痛を与える兵器を禁止した国際法に明確に違反する行為です。日本はアメリカに賠償を要求する権利があったにもかかわらず、一九五一年のサンフランシスコ平和条約で請求権を放棄してしまいました。また、原子爆弾の被害は、国が戦争を遂行した結果生じたものです。そうである以上、日本政府が再び被爆者をつくらない決意を込めて原爆被害に対する国家補償を行うのは当然のことです。

政府案は、原爆二法を一本化し、名称を援護法として、諸手当支給に対する所得制限を撤廃してあります。また、特別葬祭給付金を原爆投下時の死没者にさかのぼって支給することになっていることは評価できる前進です。

しかし、国家補償の理念が明記されなかったこと、死没者への弔意を示す特別葬祭給付金支給対象を被爆者手帳を持つ遺族に限定する、被爆者年金も実現しなかったなどの問題点を残しています。戦争の国家責任を明確にして謝罪と補償を行い、将来の不戦の誓いを込めた国家補償法とするため、次の修正を提案します。

本修正案は、本院で二度可決された被爆者援護法を基本的内容とするものです。

修正の内容をごく簡単に申し上げます。

第一は、政府案の前文を削除し、新たに国家補償として被爆者及びその遺族を援護することを目的として明記します。

第二は、死没者の遺族に対する弔意金として、死没者一人につき百二十万円の特別給付金を支給します。

第三は、全被爆者に年金を支給します。その額は、最低三十九万九千六百円とし、最高八百八十八万八千八百円を超えない範囲内で障害の程度に応じて支給することとしています。

その他、認定疾病医療等を受けている被爆者に対し、月額十萬円の範囲内で医療手当を支給します。介護を受けている被爆者に対して、十二万円

の範囲内で介護手当を支給します。また、旅客会社の鉄道乗車を無償扱いとする被爆二世、三世に対する措置等を講じています。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(種田誠憲) ただいまの林君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七條の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。井出厚生大臣。

○国務大臣(井出正一君) ただいまの日本共産党の御提案による修正案については、政府として反対であります。

○委員長(種田誠憲) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○萩野浩基君 私は、新緑風会、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました政府提出の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案に反対、横尾和伸君、勝木健司君外五十八名提出の原子爆弾被爆者援護法案に賛成の立場から、以下の討論を行います。

その第一の理由は、政府提出の法案が、その理念において現行原爆二法よりも後退している面を見るからであります。

被爆者が原爆放射線障害という他の一般戦争の被災者に見られない特殊な被害を受けているという点に照らして、被爆者対策は社会保障制度という側面をあわせ持つ複合的性格を有していると考えられます。

この考えは、昭和五十三年の最高裁判決において次のように明確に判示されております。

原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が避けられず戦争という国の行為によつてもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このよう

な特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。

また、昭和五十三年の厚生大臣に対するいわゆる基本懇の答申においても、「国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立つて」「措置対策を講ずべきもの」と考えらるる」と述べておられます。すなわち、結果責任として戦争被害に相応する相当の補償を認めるべきだという趣旨であります。

しかしながら、政府案はこのような判断はせず、他の一般被災者に対する対策との均衡と調和などを考え、法律案の理念を「国の責任において」とのみ示すにとどまっております。しかし、被爆者のこうむつた特別の損害の発生原因とそれに対する法的評価、並びに国等の公権力主体の活動と被爆者のこうむつた損害との関連性の有無という点をどうとらえるのが本法の最大の論点とされなければならないのに、政府案ではこの点に言及されていません。

政府案が「国の責任において」と示す部分は、被爆者の貧困や疾病等による生活の困窮という現実の事実状態のみをとらえて、憲法第二十五条の要請にこたえ、国が事業主体となつて社会保障制度として措置するということのみを意味すると解されますが、それでは前に挙げた最高裁判例や基本懇の答申よりも著しく後退した立法措置であると指摘しなければなりません。

この件に關し、対案では、現行原爆二法が施行された後に示された最高裁や基本懇の答申などの有権的判斷、すなわち現行原爆二法について単なる社会保障制度と考えるのは適當ではなく、實質的に國家補償的配慮が制度の根底にあるとの点を厳然と根柢に置いて立案し、これを前文に明記しております。

第二の理由は、政府提出の法案にある特別葬祭給付金が理論的、理念的にも全く説明のつかない

措置であり、また現実に被爆者に差別を生むという点で到底許しがたい措置であるからであります。

この給付金は、被爆者手帳を持っている者のみに一人当たり十万円を支払うというものであります。これは、委員会の審議、また参考人からの聴取でも明らかにいたしましたように、二重の分断、差別につながるおそれがあります。

その一つは、同じ被爆者の遺族でも、手帳所持者とそうでない人との間の分断であります。例えば、一家全滅したが本人は学童疎開で被爆を免れ、手帳を所持していない原爆孤児、また他府県から学徒動員され広島、長崎で被爆した人の父や母もその支給を受けられません。明らかに分断、差別を生むものであります。

二つ目は、このような措置は、昭和四十四年四月一日以降亡くなった被爆者に特別措置法により支給されている葬祭料は、遺族の手帳所持の有無にかかわらず葬祭を行う者一人に対し十万円を支給されることになっております。

このたびの政府案の特別葬祭給付金は、昭和四十四年三月三十一日までに亡くなった被爆者の手帳を保有する遺族に対しそれぞれ十万円を支払うものであって、新しい措置だと言えます。しかし、昭和四十四年四月一日という時点をもって、その前後で全く異なる扱いをする合理的理由はなく、かえって重大な差別が生じ、原爆被爆者対策を広い意味における国家補償の見地に立って考える基本態の言う公平の原則とは著しくかけ離れたものであると言わざるを得ません。

私どもの提出した対案では、特別給付金は現行の措置法が制定された昭和四十四年以前に亡くなった方につき葬祭を行う者一人に十万円を支給しようとするものであり、理念において前後に差別はありません。対案の方が公平の原則に明らかに乗っていると言えます。

これは、ともに被爆の経験を持ち、ともに長きにわたり病と闘いながら不安な日常生活を送り、または被爆者のための援護の充実のために行動

し、そして二度とこのようなことが起きないようにと念じ続けてきた同胞たちの死亡に対し、ひとしく国家的関心の表明として給付を行うことになっております。高齢化しつつ今日なお被爆の影響や死に対する不安と闘いながら日常生活を送る被爆者にとって、何よりも心安らぐ措置と確信するからであります。

最後に、この法律はどこまでも被爆者援護法であります。被爆者の悲痛な願いこそ最も大切にされなければなりません。昨日の参考人の質疑は涙なくしては聞けないものであります。同じ被害を二度と起こさないためにも、世界平和と核爆弾絶滅のために、その一歩として私どもの提出した対案に賛成し、政府案に反対の討論といたします。

以上です。

○委員長(種田誠君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について採決に入ります。

まず、林君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(種田誠君) 少数と認めます。よって、林君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(種田誠君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(種田誠君) これより請願の審査を行います。

第二号高齢者福祉・医療の充実に関する請願外六百六十八件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一二二号社会福祉施設整備の国庫補助に関する請願外百九十二件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものと、第二号高齢者福祉・医療の充実に関する請願外四百七十五件は保留することに意見が一致いたしました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(種田誠君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

〔参照〕

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案に対する修正案

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「原子爆弾被爆者」を「原子爆弾被爆者等」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第四条―第七条)

第三章 援護

第一節 援護の種類(第八条)

第二節 健康管理(第九条―第十一条)

第三節 医療(第十二条―第二十五条)

第四節 被爆者年金等の支給(第二十六条―第三十九条)

第五節 特別給付金の支給(第四十条―第四十六条)

第六節 その他の援護の措置(第四十七条―第五十条)

第七節 子及び孫に対する適用等(第五十一条)

第四章 調査及び研究(第五十二条)

第五章 平和を祈念するための事業(第五十三条)

第六節 子及び孫に対する適用等(第五十一条)

第六章 費用(第五十四条・第五十五条)
第七章 雑則(第五十六条・第六十七条)

附則
前文を削る。

本則を次のように改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者並びにその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償としてこれらの者に対して医療の給付、被爆者年金の支給、特別給付金の支給等を行い、及び相談事業等の必要な措置を講ずることにより、これらの者を援護すること等を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域内のうち政令で定める区域内に在つた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第四条 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。

(委員)

第五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第七条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護

第一節 援護の種類

(援護の種類)

第八条 この法律による援護の種類は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 被爆者年金の支給

五 医療手当の支給

六 介護手当の支給

七 葬祭料の支給

八 特別給付金の支給

九 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社(第四十七条において「旅客会社」という。)の鉄道への乗車等についての無償取扱い

十 相談事業

十一 居宅生活支援事業

十二 養護事業

第二節 健康管理

(健康診断)

第九条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に關する記録)

第十条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に關する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第十一条 都道府県知事は、第九条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第十二条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第十四条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第十三条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十四条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十二条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第十二条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十五条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第十二条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第十二条第一項に規定する

医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十六条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十七条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十八条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同

意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十九条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十二条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十六条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第二十条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第十二条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第十二条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他

やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第九十九号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付として行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機

関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これらの法律の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)

第二十一条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十二条 厚生大臣は、第二十条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第二十条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

(報告の請求等)

第二十三条 第十八条の規定は、第二十条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十九条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するに必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第二十四条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十五条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

第四節 被爆者年金等の支給

(被爆者年金の支給)

第二十六条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十九万九千六百円とする。ただし、第十三条第一項の認定を受けた者に支給する被爆者年金の額は、九十一万六千円とする。

4 被爆者が政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。)の状態にある場合については、その者に支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十九万九千六百円(第十三条第一項の認定を受けた者に支給する被爆者年金については、九十一万六千円)を超え、百九十三万七千円(同項の認

定を受けた者に支給する被爆者年金については、八百十万千八百円)を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に係る案を作成するに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第二十七条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに第十三条第一項の認定を受けたとき。

二 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になったとき。

三 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

四 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなったとき。

2 前項第一号、第二号又は第三号(障害の程度の増進に係る場合に限る。)に該当することとなったことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

第二十八条 被爆者年金については、政府は、国民の生活水準、賃金、物価その他の諸事情に變動が生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに、被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

(被爆者年金の支給期間及び支給月)

第二十九条 被爆者年金の支給は、平成七年七月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 第二十七条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始める。

3 被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第三十条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)

第三十一条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わる月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に被爆者年金を受ける権利を有するに至ったときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第三十二条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相

当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第三十三条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求又は被爆者年金の額の改定の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の請求又は被爆者年金の額の改定の請求をすることができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(被爆者年金の支給の制限)

第三十四条 被爆者年金の支給を受けることができる者が、故意に、障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた場合には、その者に

第三十七条 都道府県知事は、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第十二条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十九条第一項の規定

特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)
第四十一条 特別給付金を受けることができる遺

三
父
母

の者の養子となっている者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（平成七年七月一日において、遺

60

第四十五条 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、被爆者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該死亡に係る特別給付金を

支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによって当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた場合についても、同様とする。

2 被爆者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことにより、死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせた場合には、当該被爆者の死亡に係る特別給付金を支給しないことができる。

(準用規定)

第四十六条 第三十三条第四項の規定は、同順位者の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給又は国債の記名者が死亡し同順位者の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであった償還金の請求若しくはその支払若しくは記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

第六節 その他の保護の措置

(旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第四十七条 被爆者及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車し、又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車し、又は乗船することができるときは、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(相談事業)

第四十八条 都道府県は、被爆者の心身の健康に關する相談、被爆者の居宅における日常生活に關する相談その他被爆者の援護に關する相談に応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第四十九条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第五十条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第七節 子及び孫に対する適用等

(子及び孫に対する適用等)

第五十一条 都道府県知事は、次の各号に掲げる者から申出があつた場合には、その者に対して、第九条から第十一条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

一 第二条各号に掲げる者の子(同条第一号から第三号までに掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した時に生まれた子、養子及び同条第四号に掲げる者を除く。)

二 前号に掲げる者の子(養子を除く。)

2 前項各号に掲げる者で、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令で定めるものにか

かつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、第二条各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、葬祭料及び特別給付金に係る規定を除く。)を適用する。

第四章 調査及び研究

(調査及び研究)

第五十二条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

第五章 平和を祈念するための事業

(平和を祈念するための事業)

第五十三条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に關する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第六章 費用

(都道府県の支弁)

第五十四条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二 第四十八条から第五十条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

(費用の交付等)

第五十五条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用を当該都道府県に交付する。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。

第七章 雑則

(被爆者年金及び特別給付金に係る時効)

第五十六条 被爆者年金又は特別給付金を受ける権利は、それらを受けることができる事由が生じた日から、被爆者年金については七年間、特別給付金については三年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 被爆者年金を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその金額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第五十七条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(差押えの禁止)

第五十八条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第四十三条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)

第五十九条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別給付金に關する書類及び第四十三条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第六十条 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣(当該給付が当該知事により行われた場合にあっては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位

は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第六十一条 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。は、第二十六條第一項に規定する者又は第四十條第一項に規定する遺族である者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に關する特例)

第六十二条 この法律の規定(第六十四條を除く。)中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替へるものとする。

(再審査請求)

第六十三条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることが出来る。

(権限の委任)

第六十四条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に屬する事務であつて政令で定めらるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することが出来る。

(省令への委任)

第六十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第六十六条 第九條に規定する健康診断、第十一條に規定する指導又は第四十八條に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第十二條第二項各号に掲げる医療を

行った者又はこれを使用する者が、第十九條第三項(第二十三條において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十九條第三項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則第二條を削る。

附則第三條第二号中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律」の下に「昭和四十三年法律第五十三号」を加へ、同條を附則第二條とする。

附則第四條の前の見出しを削り、同條第一項中「第二條第一項の規定による被爆者健康手帳」を「第三條第一項の規定による被爆者援護手帳」に改め、同條第二項中「第二條第二項の規定により交付された被爆者健康手帳」を「第三條第二項の規定により交付された被爆者援護手帳」に改め、同條を附則第三條とし、同條の前に見出しとして「(原子爆弾被爆者の医療等に關する法律の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第五條を削り、附則第六條を附則第四條とし、附則第七條を附則第五條とする。

附則第八條中「第十條第三項」を「第十二條第三項」に、「第十八條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同條を附則第六條とする。

附則第九條中「第十一條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同條を附則第七條とする。

附則第十條を附則第八條とし、同條の次に次の一條を加へる。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の廃止に伴う経過措置)
第九條 施行日前に附則第二條の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の規定により支給事由が生じた平成七年六月以前の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当

及び葬祭料に關しては、なお従前の例による。附則第十一條の前の見出し及び同條から附則第十六條までを削る。

附則第十七條中「第一條第一号」を「第二條第一号」に、「第七條」を「第九條」に改め、同條を附則第十條とする。

附則第十八條第二項中「及び」を「又は」に、「第七條」を「第九條」に、「第九條」を「第十一條」に、「第五十三條」を「第六十六條」に改め、同條を附則第十一條とする。

附則第十九條を附則第十二條とし、同條の次に次の二條を加へる。
(国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律の一部改正)

第十三條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第二号の次に次の一號を加へる。

二の二 原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)第八條(援護の種類)に規定する被爆者年金

第二條第一項第三号中「前二號」を「前三號」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第十四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。
第十五條の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)」を加へ、「こゝを」を「こゝを」に改める。

附則第二十條のうち第十三條の改正規定中「(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十條第一項)」を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十條第一項)」に改め、同條を附則第十三條とする。

第十條第一項を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十條第一項)」に改め、同條を附則第十三條とする。

する援護に關する法律第十七條第四項若しくは第二十二條第二項に改め、附則第二十條を附則第十五條とする。

附則第二十一條のうち第九條の改正規定中「原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律」を「原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律」に改め、附則第二十一條を附則第十六條とする。

附則第二十二條のうち第二十六條の改正規定中「原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律」を「原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律」に改め、附則第二十二條を附則第十七條とし、附則第二十三條を附則第十八條とする。

附則第二十四條のうち別表第一の改正規定中「原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律」を「原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律」に改め、同條を附則第十九條とする。

附則第二十五條のうち第七十二條の十四及び第七十二條の十七の改正規定中「原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律」を「原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律」に改め、附則第二十五條を附則第二十條とし、附則第二十六條を附則第二十一條とし、同條の次に次の一條を加へる。

(地方財政法の一部改正)

第二十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十條中第八號の四を削り、第八號の五を第八號の四とし、第八號の六を第八號の五とする。

附則第二十七條のうち別表第三第一号(十)の改正規定中「(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十條第一項)」を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十條第一項)」に改め、同條を附則第二十三條とする。

附則第二十八條のうち第五條の改正規定中「(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律)」を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律)」に改め、第六條の改正規定中「(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律)」を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律)」に改め、同條を附則第二十三條とする。

附則第二十八條のうち第五條の改正規定中「(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律)」を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律)」に改め、第六條の改正規定中「(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律)」を「(原子爆弾被爆者等に対する援護に關する法律)」に改め、同條を附則第二十三條とする。

る援護に関する法律」を「原子爆弾被爆者等に対する援護に関する法律」に、「定めること」を「定め、並びに被爆者年金等を受ける権利を裁定し、及び被爆者年金の額を改定すること」に改め、附則第二十八条を附則第二十四条とする。

この修正の結果必要となる経費は、平年度約二千五百億円の見込みである。

厚生委員会付託請願中採択一覧表（九三件）
第二二二号 社会福祉施設整備の国庫補助に関する請願

第二二二号 児童家庭対策長期プランの策定と保育制度の充実に関する請願

第二二五号 第一〇四四号 保育制度の改善と充実に関する請願

第二五八号、第四五二号、第四五四号、第一一三二号、第一三二四号、第一七三三三号 男性介護人に関する請願

第二五九号、第四五三三号、第四五五五号、第一一三三三号、第一三二五五号、第一七二四四号、第一八五八号 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居人可能な社会福祉施設の実現化に関する請願

第四二〇号、第四二六号、第四二八号、第六〇五号、第八九〇号、第八九四号、第一〇四三三号、第一〇四七号、第一一一〇号、第一一一一五号、第一一三五五号、第一一三六六号、第一三三九九号、第一四四七五号、第一四四八八号、第一五七二二号、第一六八八八号、第一八〇三三号、第一八〇八八号、第一八〇九九号、第一八四六六号、第一八五三三号、第一八五四四号、第一八六三三号 カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願

第五〇一五号、第五八四四号、第六五四四号、第六九四号、第七一〇号、第七二五五号、第一〇四八八号、第一三二六号 人工肛（こう）門・人工膀胱（ぼうこう）造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願

第八九七号、第九四〇号、第一〇二二二号、第一〇九一五号、第一一四二二二号、第一一五九号、第一一七五五号、第一二〇三三三号、第一二六三三三号、第一二九四四号、第一四〇三三三号、第一四二二〇号、第一四三七七号、第一四六一一四号、第一四七七七号、第一五〇九号、第一五二四四号、第一五四四一五号、第一五九三三三号、第一六六二二二号、第一六九五五号、第一八四四号、第一八三一三三号、第一八六八八号 身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願

第九〇三三三号、第九四六六号、第一〇二二七号、第一〇九七五号、第一一四八八号、第一一六五五号、第一一八一五号、第一二〇九九号、第一二六九九号、第一三〇〇三三三号、第一四〇九九号、第一四二六六号、第一四四三三三号、第一四六七七号、第一四八二二二号、第一五二二二二号、第一五三三三三号、第一五四七五号、第一五九九九号、第一六六八八号、第一七〇一一一五号、第一八二〇三三三号、第一八三七七号、第一八七四四号 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

第九〇四四号、第九四七五号、第一〇二二八号、第一〇九八八号、第一一四九九号、第一一六六六号、第一一八二二二号、第一二二〇三三三号、第一二二七〇三三三号、第一三〇一五号、第一四一〇三三三号、第一四二七七号、第一四四四四号、第一四六八八号、第一四八三三三号、第一五一四四号、第一五三三三三号、第一五四八八号、第一六〇〇三三三号、第一六六九九号、第一七〇二二二号、第一八二二二二号、第一八三八八号、第一八七五五号 障害者のケアハウスの設置に関する請願

第九〇七五号、第九五〇三三三号、第一〇三三三三号、第一〇三三三三号、第一一五二二二号、第一一六九九号、第一一八五五号、第一二二二二二号、第一二二七三三三号、第一三〇四四号、第一四一三三三号、第一四三三三三号、第一四四七五号、第一四七一五号、第一四八六六号、第一五一七五号、第一五三三三三号、第一五五一一五号、第一六〇三三三号、第一六七二二二号、第一七〇五五号、第一八二四四号、第一八四一一五号、第一八七八八号 重度頭（けい）髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願

第九〇八八号、第九五一五号、第一〇三三三三号、第一〇三三三三号、第一一五三三三号、第一一七〇三三三号、第一一八六六号、第一二二二二二号、第一二七四四号、第一三〇五五号、第一四一四四号、第一四三三三三号、第一四四八八号、第一四七二二二号、第一四八八八号、第一五一八八号、第一五三三三三号、第一五五二二二号、第一六〇四四号、第一六七四四号、第一七〇六六号、第一八二五五号、第一八四二二二号、第一八七九号 制度の対策と改善に関する請願

第九〇九三三三号、第九五二二二号、第一〇三三三三号、第一〇三三三三号、第一一五四四号、第一一七一五号、第一一八七五号、第一二二二二二号、第一二二七五五号、第一三〇六六号、第一四一五五号、第一四三三三三号、第一四四九号、第一四七三三三号、第一四八七五号、第一五一九号、第一五三三三三号、第一五五三三三号、第一六〇五五号、第一六七五五号、第一七〇七五号、第一八二六六号、第一八四三三三号、第一八八〇三三三号 在宅障害者の介助体制確立に関する請願

第九〇八八号、第九五一五号、第一〇三三三三号、第一〇三三三三号、第一一五三三三号、第一一七〇三三三号、第一一八六六号、第一二二二二二号、第一二七四四号、第一三〇五五号、第一四一四四号、第一四三三三三号、第一四四八八号、第一四七二二二号、第一四八八八号、第一五一八八号、第一五三三三三号、第一五五二二二号、第一六〇四四号、第一六七四四号、第一七〇六六号、第一八二五五号、第一八四二二二号、第一八七九号 制度の対策と改善に関する請願